

# 松山市こども計画 別冊

令和7年3月  
(令和8年4月改訂)  
松山市

## 改訂履歴

版数	発行日	改訂箇所	改訂内容
第1版	令和7年3月31日		初版発行
第2版	令和8年4月1日	第1章	令和8年度に実施する事業一覧に改訂

## 目次

---

第1章 松山市こども計画「施策の展開」事業一覧.....	1
1. こどもの権利を尊重し、社会全体でこども・若者を育てる.....	1
2. こども・若者の健やかな育ちを支える.....	5
3. こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する.....	17
4. 若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする.....	24
5. 安心して子育てできるように子育て当事者を支援する.....	27
第2章 第3期松山市子ども・子育て支援事業計画.....	32
1. 幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実.....	32
2. 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	43
資料編.....	61
1. 策定体制.....	61
2. 策定経過.....	62
3. 各審議会等委員名簿.....	66
4. 関係条例等.....	69

# 第1章 松山市こども計画「施策の展開」事業一覧

## 1. こどもの権利を尊重し、社会全体でこども・若者を育てる

### (1) こども・若者の意見表明の推進

こどもの権利について、すべての大人に対して広く周知を行い、社会全体でこどもの権利を保障し、こども・若者が安心して意見を表明できる場や機会を提供し、意見を反映する仕組みを整えます。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
こども意見反映推進事業 (こどもの声聴かせて事業)	小学5年生から18歳までのこどもを対象に、こども施策やこども計画の成果指標に関するアンケートを実施する。また、対面でこどもの意見を聴く機会にファシリテーターを派遣し、こどもからの意見を求める。	こどもえがお課				
こども意見反映推進事業 (こども意見ファシリテーター養成事業)	こどもや若者が安心・安全に意見表明できる機会を広げていくため、ファシリテーター養成講座を開催し、「こども意見表明ファシリテーター」を養成する。	こどもえがお課				
市民との対話事業	市民との直接対話を通じて地域の魅力や課題等について認識を共有し、市民からの意見や提言を行政に反映させるタウンミーティングの中で、これからの松山を担うこどもたちの声を市政に生かすため、小中学生をはじめとした若い世代との世代別タウンミーティングを実施。また、まちかど講座では、市民に市の取組を知ってもらうとともに、相互理解を深め、協力し合いながらまちづくりを進めていくことを目的に意見交換を行っており、こども版の講座も実施する。	タウンミーティング課				
人権啓発推進事業	人権問題に対する正しい知識を提供することにより、市民一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重社会の構築を目指す。	人権・共生社会推進課				
松山市人権教育推進協議会事業	あらゆる人権問題の一日も早い解決を市民一人ひとりの課題とするため、関係機関・団体・企業等が相互に連携を図り、総合的かつ効果的な人権教育・啓発事業を推進する。	人権・共生社会推進課				
男女共同参画推進センター管理運営事業 (高校生の意見交換会分)	男女共同参画社会の実現のため、市民・事業者・関係機関等と連携した取組を行い、市民意識の向上を図る。コムズで実施のコムズフェスティバルのイベントとして、高校生が意見交換会を実施する。	人権・共生社会推進課	●			
若者と取り組む選挙啓発推進事業	若者と協働で、主権者教育を中心とした啓発を行うことで若年層の投票率の向上を図る。	選挙管理委員会事務局				

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

## (2) 仕事と子育ての両立支援

男性と女性が、ともにキャリア形成と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
ファミリー・サポート・センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。	子育て支援課	●	●	●	
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課	●	●	●	
男女共同参画推進センター管理運営事業	性別による固定的な役割分担意識の枠組みを超えた個人の尊重に基づく人権の確立を基本理念として、男女共同参画社会の実現を目指すために、情報・交流・学習・研修・相談・調査・研究の機能を備え、市民活動の支援施設としての役割を視野に入れた事業を展開する男女共同参画推進センターの管理・運営を委託する。	人権・共生社会推進課	●			
男女共同参画推進事業(女性活躍モデル企業育成事業分)	本市の「女性活躍」や「働き方改革」を一層推し進めるため、魅力的な職場・環境づくりに積極的な市内企業等を伴走型で支援する。若手・中堅社員の育成セミナー開催や、専門家による助言などにより、「働きがい」「働きやすさ」を備えた企業等の増加を目指すほか、女性活躍の企業認証取得等に向け、レベルアップを支援する。	人権・共生社会推進課	●			
【従】施設型給付 保育所事業	私立保育所の運営費を委託料として施設に支出する。	保育・幼稚園課	●		●	
【従】施設型給付 幼稚園事業	私立幼稚園の運営費用を給付費(負担金)として施設に給付する。	保育・幼稚園課	●		●	
【従】延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、延長保育を行う保育所等に補助を行う。	保育・幼稚園課	●	●		
【従】一時預かり事業(私立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労等に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を受け入れる私立保育所等や、教育時間終了後の在園児の預かり保育を実施する私立幼稚園等に補助を行う。	保育・幼稚園課	●	●	●	
【従】一時預かり事業(公立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労等に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を公立保育所等で受け入れる。	保育・幼稚園課	●	●	●	
【従】地域型保育給付事業	地域型保育事業所の運営費用を給付費(負担金)として施設に給付する。	保育・幼稚園課	●		●	
【従】病児・病後児 保育事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、市内在住の小学6年生以下の子どもが自宅での療養を余儀なくされる期間、市内5か所及び東温市、松前町(各1か所)の施設で一時的な保育を行う。	保育・幼稚園課	●		●	
【従】施設型給付 認定こども園事業	認定こども園(幼保連携型・保育所型・幼稚園型・地方裁量型)に対し、運営等の費用を給付する。	保育・幼稚園課	●		●	
【従】商店街保育事業	3歳未満児の小規模保育を実施するとともに、商店街を利用することも連れ世帯の利便性向上と商店街の活性化を図るため、託児事業や地域子育て支援拠点事業を実施する。	保育・幼稚園課	●		●	
【従】保育所事務管理費	公立直営保育所及び認定こども園(全16園)の施設の修繕費など運営に関する費用や、公立委託保育所(全9園)の運営委託料を支出する。	保育・幼稚園課	●		●	

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
【従】市立幼稚園 預かり保育事業	保護者の急用や就労等による長時間保育のニーズに対応し、子育て支援の環境を整備するため、市立幼稚園の在園児を対象に、教育時間終了後や長期休業中に預かり保育を実施する。	保育・幼稚園課	●		●	
【従】地域保育所施設 運営補助事業	入所児童の健康・福祉を向上させると同時に保育所等の補完的な受け入れ先とするため、地域保育所(認可外保育施設)の運営経費や健康診断等の経費の一部を補助する。	保育・幼稚園課	●			

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

※主に該当する「推進施策」が他にあるものの、当該「推進施策」にも関連する取組事業に「【従】」と付けています。

### (3) こどもまんなか社会の推進

こども・若者・子育て当事者にやさしい社会づくりのための啓発や環境整備、情報発信を行い、地域や企業を含む社会全体で、安全・安心してこどもを育て、若者の自立を支える仕組みを推進します。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
少子化対策推進事業 (情報発信・啓発部分)	少子化対策やこども施策を効果的に発信し、市民に届けやすくするとともに、子育てしやすいまちを実感してもらい、少子化対策の推進を図る。	こどもえがお課				
少子化対策推進事業 (松山市子ども・子育て会議)	「松山市こども計画」や「松山市子ども・子育て支援事業計画」の点検・評価を行い、こどもや子育て施策を推進する。	こどもえがお課				
まつやま安全・安心 まちづくり啓発事業 (安全安心指導者 学校派遣部分)	市内の小・中学校に専門の講師を派遣し、インターネット安全教室等を実施する。	市民防災安全課	●			
防犯事業	不審者情報を市ホームページやLINE等で発信したり、各地区防犯協会と連携し、市内の小学校へ防犯グッズを贈呈するなど、地域での犯罪や事故を未然に防止し、犯罪のないまちづくりを推進する。	市民防災安全課	●			
切れ目のない全世代型 防災リーダー育成事業	小学生から高齢者まで切れ目のない防災リーダーを育成するとともに、様々な職種や世代が、それぞれに適した防災教育を受けることができる環境作りに取り組む。	市民防災安全課	●			
交通安全教育事業	市内の保育所・幼稚園児(保護者)、小・中学校児童生徒(保護者)、高校生、高齢者ほかに交通ルールに従った道路の正しい歩き方及び自転車の正しい乗り方の実地指導、講話、DVD上映等による交通安全教室等を実施する。	都市・交通計画課	●			
交通安全施設整備事業	交通事故が多発している道路その他通学路などの特に交通の安全を確保する必要がある道路について、道路標識、防護柵や区画線など安全対策に必要な交通安全施設を整備し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。	道路河川管理課	●			
幼年少年消防クラブ 育成事務 (幼年消防クラブ)	幼稚園・保育園の園児や小学生を対象に、防火・防災についての知識やスキルを楽しみながら身に付けられるよう趣向を凝らした指導を行い、防火・防災意識の向上を図る。	地域消防推進課	●			

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
幼年少年消防クラブ 育成事務 (少年消防クラブ)	小学生を対象に、防火・防災についての知識とスキルを 楽しみながら身に付けられるよう「少年消防クラブ一日 消防学校」を開催し、災害対応能力の向上を図る。	地域消防推進課	●			

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

## 2. こども・若者の健やかな育ちを支える

### (1) こども・若者の居場所づくり

こども・若者が多様な体験活動や遊び、学び、様々な人との関わりを通して、心身ともに健やかに成長できたり、生き抜く力を得ることができるといった幸せな状態で成長できるよう、こども・若者の視点に立った安全で安心できる居場所づくりを推進します。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
子育てひろば等支援事業	乳幼児とその保護者が気軽に集うことができる場所を提供し、子育て相談、情報提供、助言その他の援助を行う。また、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、こどもの健やかな育ちを支援する。	こどもえがお課	●		●	
児童遊園地整備事業	地域の空きスペースに児童遊園地を整備して遊具等を設置し、地域の安全な遊び場を確保する。	公園管理課	●			
児童館等管理運営事業	児童館及び児童センターを市内 8 か所に設置している。こどもが安心して遊ぶための機能等を充実させるとともに、健全な遊びを通して児童の健康を増進し、情操を豊かにすることにより児童の健全育成を図る。 令和 8 年度からは、畑寺児童館で夏休みなど長期休暇中に、昼間保護者が家庭に不在となる小学生が過ごす居場所と遊びや学びの機会を提供することで、こどもの居場所の充実を図る。	こどもえがお課	●		●	
児童クラブ運営事業	昼間、保護者のいない留守家庭児童に適切な遊びや生活の場を提供するため、児童クラブを設置し、児童の健全育成を進める。 令和 8 年度は、新たに会計事務や書類作成等の事務を担う職員を配置する際に委託料の加算を行うとともに、民間児童クラブへの補助を拡充させ、受入定員を増やすことで、待機児童の解消につなげる。 また、公設児童クラブの入会手続きや保護者負担金の徴収を市が直接行うため、新たにシステムを導入する準備を進める。	こどもえがお課	●	●	●	
児童クラブ室施設整備事業	児童クラブ室を整備し、放課後児童の健全育成及び仕事と家庭の両立支援を行う。	こどもえがお課	●			
休日子どもカレッジ推進事業	夏休み等の長期休業中に、親の不在や家庭の事情により体験や人とのつながりが不足するこどもに対し、安全・安心な居場所を確保するとともに、学びや遊び、交流などの様々な体験を提供し、こどもの育ちを支援する。	こどもえがお課	●		●	
こどもの居場所づくり事業 (こどもの居場所づくりコーディネーター分)	地域の居場所づくり活動を支援するコーディネーターを市社会福祉協議会に配置し、地域の実情に応じた、地域主体の活動をサポートし、こどもの健やかな成長のために必要な居場所の充実を図る。	こどもえがお課	●			
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)私立分	地域の子育て機能の拡充を図るとともに、地域全体で子育てを支援する基盤をつくるため、私立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備するほか、親子ふれあい行事や育児講座等を実施する。	保育・幼稚園課	●		●	
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)公立分	地域の子育て機能の拡充を図るとともに、地域全体で子育てを支援する基盤をつくるため、公立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備するほか、親子ふれあい行事や育児講座等を実施する。	保育・幼稚園課	●		●	●

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
坂の上の雲ミュージアム施設管理運営事業 (こども本の森松山運営分)	坂の上の雲ミュージアムに増築した「こども本の森松山」では、未来を担うこどもたちが「なりたい自分」を見つけられる「お気に入りの場所」となるように管理運営やイベント開催に取り組んでいる。	坂の上の雲ミュージアム	●			
愚陀佛庵管理運営事業	令和8年夏頃のオープンを目指し、夏目漱石と正岡子規がともに過ごした唯一の場所「愚陀佛庵」の再建を進めている。憩いの場として気軽に立ち寄れ、「文学のまち」松山の新しい魅力を発信し、賑わいを創り出すとともに、未来を担うこどもたちが、ふるさとへの誇りと愛着を育む場所にする。	文化・ことば課	●			
総合コミュニティセンター管理運営事業	本市のスポーツ・レクリエーション活動中核拠点として、教育文化の振興や市民の健康増進、市民福祉の高揚に寄与している総合コミュニティセンターの管理運営を行う。	スポーティングシティ推進課	●			
野外活動センター管理運営事業	全ての市民が豊かな自然に触れ合うことができる場所を提供することにより、野外活動を普及奨励するとともに、青少年の健康増進及び健全な心身の育成を図る。	スポーティングシティ推進課	●			
スポーツセンター管理事業	本市のスポーツ活動の拠点である松山中央公園を補完する「北部地域の拠点」として、スポーツ・レクリエーションの場を提供し、市民の健康維持・増進に寄与している北条スポーツセンターの管理・運営を行う。	スポーティングシティ推進課	●			
中島 B&G 海洋センター事業	海洋性レクリエーションや自然と触れ合う生涯学習・生涯スポーツを通じて、青少年の健全育成や地域住民の健康づくりに取り組む。	スポーティングシティ推進課	●			
体育施設管理運営事業	体育施設を円滑かつ安全に維持管理し、市民の健康増進や充実したスポーツ施設として提供する。	スポーティングシティ推進課	●			
中央公園管理運営事業	本市のスポーツ拠点になる運動公園として、スポーツ・レクリエーションの場を提供し、市民の健康維持・増進に寄与する中央公園の管理・運営を行う。	スポーティングシティ推進課	●			
松山市文化・スポーツ振興財団事業振興補助金	松山市スポーツ推進計画を実現するための6つの基本施策のうち①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進/②スポーツに親しむ環境づくりに該当する事業や、第二期松山市文化芸術振興計画を実現するための基本方針のうち、「文化芸術活動への支援」や「人材・担い手の育成」等に該当する事業を実施している、松山市文化・スポーツ振興財団の運営を支援し、財団運営の安定化を図る。	スポーティングシティ推進課	●			
文化スポーツ振興事業補助金	松山市スポーツ推進計画を実現するための6つの基本施策のうち①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進/②スポーツに親しむ環境づくりに該当する事業や、第二期松山市文化芸術振興計画を実現するための基本方針のうち、「文化芸術活動への支援」や「人材・担い手の育成」等に該当する事業への支援として、松山市文化・スポーツ振興財団が実施する事業を支援する。	スポーティングシティ推進課	●			
いきがい交流センターしみず管理運営事業	小学校の余裕教室を活用し、「地域交流事業」などを実施し、高齢者と児童の交流を行う。また、若年者層が参加する「しみずサポートボランティア」など、地域福祉の拠点として福祉・学習コミュニティの形成と融合を図る。	長寿福祉課	●			
都市公園整備推進事業	開発許可に伴い、帰属される都市緑地の園名板及び管理施設の整備を行う。また、市民1人当たりの公園面積の増加を目的に借地公園の受入を行うための整備を行う。	公園管理課	●			

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
城山公園整備事業	文化庁や愛媛県教育委員会、整備検討委員会の指導を受けながら、城山公園(堀之内地区)の第2期整備工事を行う。	公園管理課	●			
松山総合公園管理事業	花等の植栽や公園内施設の維持管理を実施する。	公園管理課	●			
城山公園管理事業	城山公園の堀之内地区や二之丸史跡庭園などを管理する。また、協定に基づき、指定管理者が維持管理(芝生管理業務、樹木管理業務、警備業務等)を実施する。	公園管理課	●			
公園緑地一般管理事業	市内の都市公園の維持管理を実施し、市民に快適な憩いの場を創出する。	公園管理課	●			
公園整備安全安心対策事業	公園施設長寿命化計画に基づき、耐用年数を超えるものの、危険度判定調査により改善が必要とされた遊具を対象として、総合的に整備を行う。併せて、バリアフリー化や防災機能の向上を行い、より安全な公園の維持管理を行う。	公園管理課	●			
まつやま小中学生文化等体験学習事業	こどもの豊かな感受性を育むとともに、将来への可能性を引き出すことを目指して、学校行事の一環として、松山市立小中学校の児童生徒に優れた文化芸術に触れる機会を提供する。また、小学生を対象に、人とのつながりや出会い、友情の大切さを学ぶ「愚陀佛庵教育プログラム」や、平和の大切さを学ぶ「平和教育プログラム」に参加する機会を提供する。	学校教育課	●			
台北市との小中学校友好交流事業	台北市と松山市の小中学生が互いにメッセージや作品の交換を行い、安定した定期的な交流を行うことで、将来的に、こどもたちを中心とした文化活動につなげていくことを目的とする。	学校教育課	●			
学校・家庭・地域連携協力推進事業	地域住民の協力を得て、放課後や週末等に小学校の余裕教室などを活用し、勉強やスポーツ・文化活動などを実施する放課後子ども教室や登下校の見守り、授業の補助など学校に対する多様な協力活動などの地域学校協働活動を推進する。	地域学習振興課	●		●	
青少年センター管理運営事業	民間のノウハウを生かした利用者サービス向上や各青少年育成団体との連携を通じた活動を充実させるため、青少年健全育成活動の一部と青少年センターの施設管理を指定管理者に委託して実施する。	教育支援センター事務所	●			
青少年団体等運営補助金交付事業	社会全体で青少年の健全育成を目指すため、青少年の育成に関係する団体等を支援し活性化を促す。	教育支援センター事務所	●			
読書振興事業(子どもの読書活動推進)	「まつやま子ども読書活動推進計画」に基づき、こどもの読書活動の普及と情報発信を行う。	中央図書館事務所	●			
図書館運営事業(子どもの読書環境整備)	市立図書館4館(中央図書館、三津浜図書館、北条図書館、中島図書館)の運営と施設保全に努め、こどもの読書環境を整備する。	中央図書館事務所	●			
図書館資料購入事業(図書等の充実)	児童書、青少年向けの図書、バリアフリー図書等を購入し、こどもの読書活動の充実を図る。	中央図書館事務所	●			
子規記念博物館管理運営事業	より多くの人々に子規や文学の魅力に触れていただけるよう、来館者へのサービスや快適性の向上を図る。	子規記念博物館	●			
子規記念博物館企画展示事業	正岡子規をはじめ周辺の人々や郷土松山に関する資料を調査・研究し、体系的に展示することで、子規記念博物館への誘客を進める。	子規記念博物館	●			
「ようこそ市議会へ」関連事務(夏休み親子市議会体験ツアー部分)	市政及び市議会の活動に関心と理解を深め、市議会を身近に感じてもらうため、市内の小中学校に通う5年生・6年生とその保護者を募り、こどもが議員や理事者役となり模擬市議会の体験ができるイベントを開催する。	議事調査課				

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
【従】地域子育て支援拠点事業（直営型）	地域子育て支援拠点「すくすくひろば」で、未就学児を持つ親とそのこどもが気軽に集い、交流し、育児相談を行うことで、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てできる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	すくすく支援課	●		●	

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

※主に該当する「推進施策」が他にあるものの、当該「推進施策」にも関連する取組事業に「【従】」とつけています。

## (2) 教育・保育の環境整備

一人ひとりの健やかな成長を支えるため、教育・保育の環境整備を進めます。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
私立保育施設等耐震化整備事業	私立保育施設等の耐震化を図るため、既存園舎の整備(改築または耐震補強)に要する費用の一部を支援する。	保育・幼稚園課	●			
公立保育所整備事業	老朽化が進んでいる公立保育所の園舎を大規模改修または建替することで、安全・安心な保育環境の維持及び改善を図る。	保育・幼稚園課	●		●	
松山市保育所等職員研修事業	保育所等の保育士及び給食調理員の資質向上を図るため、研修を実施する。	保育・幼稚園課	●			
施設型給付保育所事業	私立保育所の運営費を委託料として施設に支出する。	保育・幼稚園課	●		●	
施設型給付幼稚園事業	私立幼稚園の運営費用を給付費(負担金)として施設に給付する。	保育・幼稚園課	●		●	
延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、延長保育を行う保育所等に補助を行う。	保育・幼稚園課	●	●		
一時預かり事業(私立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を受け入れる私立保育所等や、教育時間終了後の在園児の預かり保育を実施する私立幼稚園等に補助を行う。	保育・幼稚園課	●	●	●	
一時預かり事業(公立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を公立保育所等で受け入れる。	保育・幼稚園課	●	●	●	
地域型保育給付事業	地域型保育事業所の運営費用を給付費(負担金)として施設に給付する。	保育・幼稚園課	●		●	
病児・病後児保育事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、市内在住の小学6年生以下のこどもが自宅での療養を余儀なくされる期間、市内5か所及び東温市、松前町(各1か所)の施設で一時的な保育を行う。	保育・幼稚園課	●		●	
施設型給付認定こども園事業	認定こども園(幼保連携型・保育所型・幼稚園型・地方裁量型)に対し、運営等の費用を給付する。	保育・幼稚園課	●		●	
商店街保育事業	3歳未満児の小規模保育を実施するとともに、商店街を利用することも連れ世帯の利便性向上と商店街の活性化を図るため、託児事業や地域子育て支援拠点事業を実施する。	保育・幼稚園課	●		●	
保育士等確保支援事業	現場への復帰を希望する潜在保育士や保育士資格の取得を目指す者、保育の周辺業務を行う者を雇用する保育所などに補助する。また、住居借上料や県外から移住し保育所等に就職する引越費用等、費用の一部を補助する。さらに、新任保育士への職場定着研修や中・高校生などへの出前講座を行うほか、関係機関と連携して保育士の魅力発信に取り組む。	保育・幼稚園課	●			
待機児童対策・保育の質向上事業	待機児童対策に加え、保育の質の向上を図り、保育サービスを充実させるため、4月に1,2歳児を定員を超えて受け入れている施設への助成、入所予約制の導入、加配保育士に対する助成や障がい児保育を担う保育士への助成、ICTを活用した業務システムの導入支援などを実施する。	保育・幼稚園課	●			
保育所事務管理費	公立直営保育所及び認定こども園(全16園)の施設の修繕費など運営に関する費用や、公立委託保育所(全9園)の運営委託料を支出する。	保育・幼稚園課	●		●	
保育所事務管理費(登園準備らくらく事業)	保護者と保育士の負担軽減のため、家庭から持参していた敷布団を変更し、園で昼寝マットを準備する。	保育・幼稚園課	●			

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
市立幼稚園 預かり保育事業	保護者の急用や就労等による長時間保育のニーズに対応し、子育て支援の環境を整備するため、市立幼稚園の在園児を対象に、教育時間終了後や長期休業中に預かり保育を実施する。	保育・幼稚園課	●		●	
地域保育所施設 運営補助事業	入所児童の健康・福祉を向上させると同時に保育所等の補完的な受け入れ先とするため、地域保育所(認可外保育施設)の運営経費や健康診断等の経費の一部を補助する。	保育・幼稚園課	●			
幼稚園事務管理費	市立幼稚園の運営に関する費用を支出するほか、幼稚園教諭等の資質向上を図るための研修を実施する。	保育・幼稚園課	●		●	
私立幼稚園園児 健康診断補助事業	市内の新制度に移行していない私立幼稚園に対し、学校教育法及び学校保健安全法に定める園児の健康診断に要する経費の一部を補助する。	保育・幼稚園課	●			
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (私立分))	全てのこどもの育ちを応援するため、0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件等を問わず時間単位で私立保育所での保育を提供する。	保育・幼稚園課	●			
保育所事務管理費 (乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (公立分))	全てのこどもの育ちを応援するため、0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件等を問わず時間単位で公立保育所での保育を提供する。	保育・幼稚園課	●			
生涯健康づくり推進事業 (親子クッキング)	生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性をはぐくむ基盤づくりを推進するため、こどもと働く世代に向け、食に関する情報や知識の周知啓発を図る。	健康づくり推進課	●			
食育推進事業 (郷土料理講習会)	心身ともに健全なこどもの成長を育むため、食を通じた基本的な生活習慣の形成や、子育て世代である若者をはじめ幅広い世代の人との交流をしながら食文化の継承を図る。	健康づくり推進課	●			
教育振興補助金交付事業	私立中学校、中等教育学校、私立高等学校等へ補助金を交付することで、保護者の負担軽減や地域との交流等を促進し、教育の振興を図る。	教育総務課	●			
児童生徒学習奨励事業	児童生徒の学習成果の発表の場を確保したり、学校活動等で使用する教材等の配布や ICT 学習支援システム等の導入を行ったりすることで、学習意欲の喚起や学びの充実を図る。	学校教育課	●			
学習アシスタント 活用支援事業	児童生徒一人ひとりに基礎基本の定着と確かな学力が身に付くよう、学習アシスタントを活用する小中学校を支援する。	学校教育課	●			
小・中学校外国語教育 推進事業	児童生徒に生きた英語を提供するため、小中学校に外国語指導助手(ALT)を派遣し、学級担任及び英語科教員補助員として小学校外国語活動・外国語、中学校外国語の授業を支援する。また、小学校で英語が堪能なアシスタントを活用し、外国語の授業支援を行う。	学校教育課	●			
学校図書館 運営支援事業	各小中学校に学校司書を配置し、図書館運営及び読書活動に関する教員の業務を支援することで、学校図書館の円滑な運営や児童生徒の読書活動の活性化を図る。	学校教育課	●			
未来の「ふるさと松山」 創造事業 (次代に向けた 特色ある学校づくり)	園児・児童生徒が探究的な学習や体験活動、教科横断的な学習を通して、多様な他者と協働しながら、様々な社会的な変化に対応し、ふるさと松山で持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する。	学校教育課	●			

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
小規模校等学校間交流等支援事業	公共交通機関や船舶を利用した移動が困難な山間部や島しょ部に所在する小規模校について、移動のための交通手段を確保し、又は交通費等の負担軽減を図り、学校間交流等を行いやすい環境を整える。	学校教育課	●			
幼保小中連携推進事業	教育・保育施設から小学校1年、小学校6年から中学校1年の接続期にみられる問題(いわゆる小1プロブレム、中1ギャップなど)やこどもの発達段階を踏まえながら、現行の教育課程及び6・3制の枠内で行う、地域に根ざした持続可能な幼保小中連携教育の在り方について研究を進める。	学校教育課保育・幼稚園課	●			
通学等環境整備事業	日浦・興居島地域では、小中連携教育の推進を図る中で、全市域からの児童生徒の受け入れを行うのに合わせて通学用バスの運行と船賃の扶助を行う。また、全市域からの受け入れを行っている立岩小、五明小、中島小について、遠距離通学支援として通学用バス・車両の運行を行い、通学の負担軽減を図る。	学校教育課	●			
研究指定校事業	市立小・中学校から研究指定校を選定し、一定のテーマについて実践研究を行い、研究成果を各校に還元することで、教育内容等の向上を図る。	学校教育課	●			
寄宿舎運営管理事業	中島中学校へ通学する生徒のうち、通学困難な生徒を対象とした、寄宿舎「青潮寮」の運営・管理を行い、義務教育の円滑な運営に期する。	学校教育課	●			
文化部活動支援事業	松山市立中学校の文化部活動の振興発展や教職員の部活動指導に係る負担軽減を図るため、全国大会等への参加にかかる経費の補助や地域人材の活用等の支援を行う。	学校教育課	●			
教科書・指導書事業	国による小中学校の教科書の検定が実施されたのち、市立小中学校で使用される教科書の採択に関する事務手続きを行うとともに、採択された教科書及び指導書を市内小中学校教員に配付し、教育課程の円滑な実施とより一層の授業の質的向上を図る。	学校教育課	●			
研究指定校事業 (コミュニティ・スクール推進事業)	松山市立小中学校にコミュニティ・スクールを導入し、「開かれた学校」から「地域とともにある学校」を目指す。	学校教育課	●			
松山の教育研究開発事業	教職員の授業力向上を図り、児童生徒の確かな学力と豊かな心を育成するため、小中学校と協働した授業づくりの研究や「ふるさと松山学」教材の活用促進等を通して、特色ある松山の教育を推進する。	教育研修センター事務所	●		●	
教育の情報化推進事業	児童生徒の情報活用能力の向上や学校事務の効率化等を図るため、ICT環境の整備・維持管理や情報教育の実践・調査研究、ICT支援員の配置などに取り組む。	教育研修センター事務所	●			
小学校教育用 コンピュータ整備事業	児童の情報活用能力を育成するため、GIGAスクール構想の実現に向けて整備した児童1人1台のタブレットパソコン等の維持管理のほか、教職員の働き方改革推進と児童の学力向上のため、指導者用デジタル教科書やドリル教材、消耗品等の整備を行う。	教育研修センター事務所	●			
中学校教育用 コンピュータ整備事業	生徒の情報活用能力を育成するため、GIGAスクール構想の実現に向けて整備した生徒1人1台のタブレットパソコン等の維持管理のほか、教職員の働き方改革推進と生徒の学力向上のため、指導者用デジタル教科書やドリル教材、消耗品等の整備を行う。	教育研修センター事務所	●			

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
教職員研修事業	教職員の資質能力及び学校の教育力の向上を図るため、研修の体系や内容を見直すとともに、大学との協働により、社会の変化や学校のニーズに対応したより質の高い教職員研修を実施する。	教育研修センター事務所	●			
学校支援事業	教職員の実践的指導力の向上を図るとともに、児童生徒の科学、芸術文化に対する興味関心を高めるため、要望のあった学校に講師派遣などを行う。	教育研修センター事務所	●			
学校体育振興事業	児童生徒に練習成果発揮の場を提供することにより、競技を通じて、体力・技術の向上を図り、各校の交流を深めるため各種大会を開催する。また、中学校体育大会の全国・四国大会に参加する学校の負担軽減を図るために、交通費相当額を補助するとともに、松山市で開催される種目については、開催負担金を支出する。さらに、学校現場で救命救急措置ができる人材を充実させ、学校全体の救急対応のスキルの向上を図る。	保健体育課	●			
物資共同購入事業	一般財団法人松山市学校給食会を通じて、安全安心な学校給食用物資を、効率的・安定的に調達する。 国が新たに創設する給食費負担軽減交付金を活用して小学校の給食費を無償化し、安全安心な学校給食用物資を、効率的・安定的に調達する。	保健体育課	●			
調理場維持管理事業	市内にある14の学校給食共同調理場の維持管理を行うとともに、安全かつ衛生的に調理業務を行うための各種検査等を実施する。	保健体育課	●			
給食運搬事業	衛生的で安全な学校給食を提供するため、調理した給食の配送及び食後の食器等の回収を行う。	保健体育課	●			
よりよい学校給食推進事業	児童生徒の心身の健全な発達のため、民間委託による適正な給食業務を実施するとともに、「よりよい学校給食推進実施計画」に基づき、地産地消や食育などの重点施策を推進する。	保健体育課	●			
学校保健・健康管理事業	児童生徒や教職員の健康管理を行うため、各種健康診断を実施する。また、健康診断等を実施する学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬支払業務を行う。	保健体育課	●			
保健室備品等整備事業	小中学校の適正な保健管理を行うため、保健室の備品の整備や消耗品の購入を行う。	保健体育課	●			
学校環境衛生検査事業	児童生徒等の健康を保持するため、水質検査や空気環境検査を実施する。	保健体育課	●			
松山市学校保健会運営事業	学校保健の研究並びに普及啓発を図ることを目的として組織された松山市学校保健会に対して、補助金を交付する。	保健体育課	●			
中学校運動部活動指導支援事業	教員の負担を軽減するため、部活動指導員を、希望する学校に配置するとともに、運動部活動の地域展開に向けて、地域クラブ活動の活動費等の支援や推進体制の整備等を行う。	保健体育課	●			
校納金徴収管理一元化事業	教職員の負担軽減や保護者の利便性向上を図るとともに、教職員がこどもと向きあう時間を充実させるため、校納金の徴収・管理を松山市に一元化する。	保健体育課	●			
(仮称)久谷学校給食共同調理場整備事業	老朽化した久米及び浮穴の学校給食共同調理場を統合し、久谷地区に新たな調理場を整備する。	保健体育課	●			

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
学校安全保険等事業	日本スポーツ振興センターの共済制度に加入し、学校(園)管理下での園児、児童生徒の怪我等について医療費等の給付を行うほか、スポーツや屋外活動中の突発的な事故に対応するため、幼稚園、小中学校にAEDを設置し、迅速にAEDを使用できる環境を整える。 また、学校業務遂行上の過失等により、園児、児童生徒のほか、保護者等の第三者が怪我をしたり、財産に損害を与えてしまった場合の対応として、賠償責任保険に加入し、迅速に補償対応する。	保健体育課	●			
子ども育成事務事業	市民等及び市が一体となって子どもを育成するための施策を総合的に推進するために必要な事項を協議し、「まつやま子ども育成会議」を開催するとともに、社会全体で子どもを育む環境づくりを目指して、子ども育成条例やまつやま子どもの日の趣旨等を普及啓発する。	教育支援センター事務所	●			
青少年育成市民会議運営支援事業	家庭や学校、市民団体、企業等が連携・協力し、社会全体で子どもを育む体制を実現するため、育成活動を行っている松山市青少年育成市民会議の運営を支援する。	教育支援センター事務所	●			
幼児教育相談事業	言語・情緒面等、発達の不安や悩みを抱える幼児、及びその保護者に対して、教育的観点から早期に問題の原因を発見し、相談・支援を行う。	教育支援センター事務所	●			
子ども安全安心対策推進事業	子どもたちの安全を確保するため、スクールガード・リーダーを委嘱し、地域の見守り活動への指導・助言や防犯対策・交通安全などの研修会を開催し、資質向上及び活動の強化を図る。	教育支援センター事務所	●			
青少年育成支援事務管理事業	青少年の非行未然防止及び青少年の健全育成のため、青少年育成支援委員と連携し、「愛の一声」運動をはじめとする地域での巡回活動を実施する。	教育支援センター事務所	●			
松山市PTA連合会運営補助金	家庭・地域・学校の連携を促進し、地域・家庭の教育力向上を図るための情報発信や研修等を行う PTA 連合会の支援を行う。	教育支援センター事務所	●			
PTA活動推進事業	家庭教育力の向上や青少年の健全育成を図るため、児童生徒の保護者及び教師によって組織運営されているPTA活動を支援する。	教育支援センター事務所	●			
青少年育成支援協議会等運営補助金	青少年の健全育成のため、青少年の非行防止活動に関係する団体に補助金を交付し、団体の活動活性化を促す。	教育支援センター事務所	●			
問題行動等対策事業	問題行動傾向にある児童生徒の学校復帰・社会復帰を目指すため、学校からの要請にもとづき、生徒指導面に経験豊かな教育指導員を派遣し、教師や関係機関と連携・協力を図りながら支援するとともに、自立支援教室を運営し、児童生徒への個別指導を行う。	教育支援センター事務所	●			
小学校施設維持管理事業	施設の安全性の確保や良好な教育環境を維持するために、小学校施設の維持管理等を行う。	学習施設課	●			
小学校施設マネジメント事業	長寿命化計画に基づき、施設の老朽化状況に応じて、適切な時期に適切な改修を行い、財政的に可能な範囲で施設に機能・性能を確保するとともに、安全・安心な整備を行う。	学習施設課	●			
中学校施設維持管理事業	施設の安全性の確保や良好な教育環境を維持するために、中学校施設の維持管理等を行う。	学習施設課	●			
寄宿舎施設維持管理事業	施設の安全性の確保や良好な教育環境を維持するために、寄宿舎施設の維持管理等を行う。	学習施設課	●			

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
中学校施設 マネジメント事業	長寿命化計画に基づき、施設の老朽化状況に応じて、適切な時期に適切な改修を行い、財政的に可能な範囲で施設に機能・性能を確保するとともに、安全・安心な整備を行う。	学習施設課	●			
幼稚園施設維持管理事業	施設の安全性の確保や良好な教育環境を維持するために、幼稚園施設の維持管理等を行う。	学習施設課	●			
幼稚園施設 マネジメント事業	長寿命化計画に基づき、施設の老朽化状況に応じて、適切な時期に適切な改修を行い、財政的に可能な範囲で施設に機能・性能を確保するとともに、安全・安心な整備を行う。	学習施設課	●			
小学校教材等整備事業	小学校の教育環境の充実を図るために、必要な教材用の消耗品や備品を購入する。	学習施設課	●			
小学校愛ある 動物ふれあい推進事業	児童が動物と触れ合うことができる環境を整えるため、動物の定期健康診断や飼育相談などを実施し、飼育環境の充実を図る。	学習施設課	●			
中学校教材等整備事業	中学校の教育環境の充実を図るために、必要な教材用の消耗品や備品を購入する。	学習施設課	●			
幼稚園愛ある 動物ふれあい推進事業	園児が動物と触れ合うことができる環境を整えるため、動物の定期健康診断や飼育相談などを実施し、飼育環境の充実を図る。	学習施設課	●			
教員住宅施設 維持管理事業	施設の安全性の確保や良好な教育環境を維持するために、教員住宅施設の維持管理等を行う。	学習施設課	●			
【従】青少年センター 管理運営事業	民間のノウハウを生かした利用者サービス向上や各青少年育成団体との連携を通じた活動を充実させるため、青少年健全育成活動の一部と青少年センターの施設管理を指定管理者に委託して実施する。	教育支援センター事務所	●			

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

### (3) ライフステージに応じた切れ目ない支援

ライフステージを通して、健やかな成長と自己肯定感を育み、こども・若者の成長、自立に必要な支援を、関係機関が連携して切れ目なく提供します。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
母子保健育児支援事業	幼児期の精神運動発達に関する「発達相談」を実施する。保護者が適切な関わり方を知り、困りごとを相談できる場として「すくすくキッズ」を実施する。遺伝に関する不安や悩みを持つ保護者に対して「遺伝相談」を実施する。	すくすく支援課	●			●
幼児健康診査事業	1歳6か月頃と3歳頃の時期に健康診査を実施し、運動機能・視聴覚等の障害、精神発達の遅延等がある幼児を早期に発見し、適切な指導や心身障害の進行を未然に防止することで、幼児の健康の保持・増進を図る。また、実施年度に5歳児になる幼児に健康診査を実施し、保護者に発達特性に気づいてもらい、適切な支援を行うことで、育児不安の軽減と幼児の成長発達を促す。	すくすく支援課	●			●
地域子育て支援拠点事業 (直営型)	地域子育て支援拠点「すくすくひろば」で、未就学児を持つ親とそのこどもが気軽に集い、交流し、育児相談を行うことで、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てできる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	すくすく支援課	●		●	●

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
母子歯科保健事業 (こどものための 歯科相談)	未就学児の希望者を対象に歯科健診、歯科保健指導、歯みがき指導及び、フッ化物塗布等を実施し、生活習慣の改善や定期的な歯科受診へつなげることで、むし歯有病者率の低下を図る。	すくすく支援課	●			●
妊娠・出産支援事業	妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない伴走型の相談支援を実施するため、相談等の拠点となる「こども家庭センターすくすく・サポート」等で全ての妊婦と面談し、支援が必要な者を把握するとともに、乳児がいる全ての家庭の訪問や産後ケア、育児講座等を実施することで、出産や育児に対する不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整える。	すくすく支援課	●		●	●
妊婦・乳児健康診査事業	妊産婦、胎児及び乳児に健康診査を実施することにより、心身の異常等を早期に発見するとともに、治療勧奨や支援体制の強化を図ることで、安心して妊娠を継続・出産できる体制や新生児への虐待予防、乳児の健やかな成長につなげる。	すくすく支援課	●			●
こども相談事業	こどもに関する総合的な相談窓口として、0歳から18歳までの子育て、虐待、不登校、問題行動などの様々な相談に、こどもや家庭に寄り添いながら迅速的確に対応する。	こども相談課	●	●	●	●
保険料申請免除、 法定免除事業 (学生納付特例申請部分)	学生など法で定めた要件に該当する人や収入の減少や失業等により保険料の納付が困難な人等に対し保険料の納付を免除することで、将来の年金受給権の確保につなげる。	保険給付・年金課				
急患医療センター 運営事業	夜間の救急医療機関(内科・小児科)として、初期救急医療体制を確保するとともに、重症患者は救急当番病院や小児救急医療支援病院への円滑な転院体制を整えている。特に小児科は、毎日21時から翌8時までの診療体制により、夜間の急な発熱等の小児患者に医療サービスを提供する。	医事業事課	●			●
小児救急医療支援事業 補助金	小児重症患者の受け入れを行う小児救急医療支援事業を実施する病院に対し、小児科医の確保などに要する経費を補助し、365日24時間の小児救急医療体制の安定的継続を図る。	医事業事課	●			●
小児救急医療確保事業	救急医療を正しく利用していただくため、幼稚園や保育所、公民館等で出前講座を実施し、小さなお子さんと関わりのある保護者らを対象に、広く普及啓発を図る。また、愛媛大学医学部に寄附講座を設置し、市急患医療センターの出務協力を得るほか、小児科医の育成や小児医療に関する普及啓発を実施するほか、市内に小児科を新規開業する場合に費用の一部を補助する。	医事業事課	●			●
生涯健康づくり推進事業 (女性の健康づくり 推進事業分)	女性のヘルスリテラシー向上を目的に、女性特有の健康課題についての周知啓発、健康相談窓口の充実を図る。	健康づくり推進課	●			●
歯科保健事業 (節目歯周病検診)	歯周病の早期発見や早期治療につなげ、歯の喪失を予防し、生涯を通じた口腔の健康管理につなげるため、4月1日時点で20歳～70歳の節目年齢(10歳刻み)の方に、無料で歯周病検診と歯科保健指導を受けることができるクーポン券と受診票を配布する。	健康づくり推進課	●			●
A類定期予防接種事業	予防接種法に規定されたA類疾病(麻しん風しん等)の発生やまん延を防ぎ、市民の健康を守るため、定期予防接種を行う。	保健予防課	●			●
ブックスタート事業	全ての乳幼児とその保護者に絵本を手渡し、赤ちゃんとの触れ合いや乳幼児期の読み聞かせの大切さを伝える。	中央図書館事務所	●			●

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
【従】子育て応援券交付事業	第2子以降の出生時に、紙おむつを約1年分購入できる応援券50,000円(1,000円×50枚綴り)を交付する。	子育て支援課	●		●	
【従】ファミリー・サポート・センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。	子育て支援課	●	●	●	
【従】子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課	●	●	●	●
【従】児童手当支給事業	児童を養育している家庭等での生活の安定と児童の健全な成長のため、児童の養育者に手当を支給する。	子育て支援課	●		●	
【従】子ども医療助成事業	18歳年度末までの保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課	●		●	●
【従】出産世帯応援事業	出産後の育児に係る経済的な不安の軽減につなげるため、子どもを出産した世帯に対し、出産した子どもの育児用品や時短・省エネ家電の購入経費の一部を助成する。	子育て支援課	●			
【従】出産世帯奨学金返還支援事業	出産後の育児に係る経済的な不安の軽減につなげるため、子どもを出産した世帯に対し、奨学金の返還金の一部を助成する。	子育て支援課	●			

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

※主に該当する「推進施策」が他にあるものの、当該「推進施策」にも関連する取組事業に「【従】」とつけています。

### 3. こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する

#### (1) 養育支援

社会的養護を必要とするこども・若者が、心身ともに健やかに養育されるよう、関係機関と連携し、安定的・継続的に自立に向けて支援します。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
養育支援訪問事業	若年妊婦や、育児ストレス、産後に強い不安感や孤独感を抱えるなど様々な原因で養育支援が必要な家庭に、保健師、保育士などが訪問し、具体的な養育に関する指導や助言等を行う。	こども相談課	●	●	●	●
養育支援訪問事業 (子育て世帯訪問支援事業部分)	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、食事準備、洗濯、掃除などの家事支援を実施する。	こども相談課	●			●
要保護児童対策事業 (親子関係形成支援事業部分)	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。	こども相談課	●			●
【従】子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課	●	●	●	●
【従】母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)私立分	地域の子育て機能の拡充を図るとともに、地域全体で子育てを支援する基盤をつくるため、私立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備するほか、親子ふれあい行事や育児講座等を実施する。	保育・幼稚園課	●		●	●
【従】地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)公立分	地域の子育て機能の拡充を図るとともに、地域全体で子育てを支援する基盤をつくるため、公立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備するほか、親子ふれあい行事や育児講座等を実施する。	保育・幼稚園課	●		●	●
【従】要保護児童対策事業	要保護児童等への継続支援、総合的な支援、予防的支援を実施するため、医療・保健・福祉・学校等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の連携強化や体制整備を進める。	こども相談課	●	●	●	●

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

※主に該当する「推進施策」が他にあるものの、当該「推進施策」にも関連する取組事業に「【従】」とつけています。

## (2) 貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策

こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るとともに、虐待の早期発見・対応、ヤングケアラーへの支援、性犯罪や性暴力等から守るよう、相談窓口の設置や関係機関との連携を強化します。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
こどもの居場所づくり事業 (こども食堂支援分)	無料又は低価格で子どもたちに食事を提供し、子どもたちが地域の人たちと交流しながら、安心して過ごせる居場所であるこども食堂に対し助成を行う。令和8年度は、これまでの実績と物価上昇の影響等を考慮し、補助限度額を引き上げる。	こどもえがお課	●	●	●	●
女性相談支援事業	DVをはじめ、女性のいろいろな悩みごとについての相談に応じ、関係機関を紹介するとともに、必要な指導を行う。	子育て支援課	●	●	●	
要保護児童対策事業	要保護児童等への継続支援、総合的な支援、予防的支援を実施するため、医療・保健・福祉・学校等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の連携強化や体制整備を進める。	こども相談課	●	●	●	●
ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、専門相談窓口を設け、相談対応や学校訪問を行うとともに、周知・啓発で認知度の向上に取り組み、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援につなげる。	こども相談課	●	●	●	
児童育成支援拠点事業	養育環境等に配慮を要する学童期のこどもに、居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供などに加え、保護者への相談支援や関係機関の連絡調整を行う。	こども相談課	●	●	●	
生活困窮者自立相談支援窓口	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談窓口を設置し、就労支援を含む自立に向けた課題分析やプラン作成等を行うとともに、必要に応じて他機関へつなぐ。	生活福祉総務課			●	
住居確保給付金	離職等による収入の減少により、住居を失う、またはおそれのある方で、一定の要件を満たした場合、就職活動を行うことを条件に、原則3カ月間家賃相当分を支給する。また、収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある方で、一定の要件を満たした場合、転居費用相当分を支給する。	生活福祉総務課			●	
生活保護支給事業	生活に困窮するすべての市民に対して困窮の程度に応じて必要な保護を行う。	生活福祉総務課・ 生活福祉業務第1課・ 生活福祉業務第2課			●	
教育扶助費(給食費)	生活保護法の教育扶助として、保護者が負担すべき給食費を小中学校に代理納付する。	生活福祉総務課・ 生活福祉業務第1課・ 生活福祉業務第2課			●	
生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減事業 (教育扶助費、生業扶助費 (高校就学費))	生活保護受給世帯に対し、義務教育や高校の就学に必要な費用を支給する。	生活福祉総務課・ 生活福祉業務第1課・ 生活福祉業務第2課			●	
進学・就職準備給付金 支給事業	大学等に進学する被保護者や、高校卒業後、安定した職業に就くことで自立が見込まれる被保護者に対し、新生活の初期費用として、自宅から通学・通勤する者には10万円、自宅外から通学・通勤する者には30万円を支給する。	生活福祉総務課・ 生活福祉業務第1課・ 生活福祉業務第2課			●	

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
生活保護受給者への健康診査実施事業	40歳以上の生活保護受給者(無保険者のみ)や中国残留邦人等に対する支援給付受給者に健診機会を提供するため、医師会に委託し、健康診査を指定医療機関で行う。	健康づくり推進課			●	
市営住宅への入居優遇措置	子育て世帯については、入居収入基準を緩和する。募集戸数の中に優先世帯専用の戸数枠を設けることにより、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯が、一般世帯より優先して抽選できる取扱いを行う。	住宅課	●	●	●	
住宅セーフティネット推進事業	住宅確保要配慮者が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう、セーフティネット住宅の登録を促すための情報発信を行う。	住宅課			●	
【従】ひとり親家庭等自立支援事業(こどもの学習支援事業:まつじゅく)	貧困の連鎖を防ぐために、経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られないこどもに対し、学習習慣の定着と学力の向上を目的とした学習支援を行うとともに、こどもやその保護者とコミュニケーションを図り、生活や進学の相談に応じるなど、日常生活への支援や相談支援を行い、こどもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等自立支援事業(こどもの学習支援事業:土曜塾)	市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等自立支援事業(こどもの学習支援事業:土曜塾プラス)	経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られない高校生に対し、学力の向上を目的とした学習支援を実施し、進学を後押しして将来の進路選択を広げ、貧困の連鎖を断ち切る。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等自立支援事業(こどもの学習支援事業:模試費用、受験料支援)	進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、児童扶養手当受給世帯や経済的に困っている世帯の高校3年生と中学3年生に対して、模試費用、受験料の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等自立支援事業(ひとり親家庭等日常生活支援事業)	ひとり親家庭等が疾病や事故等の事由により一時的に生活援助が必要な場合、日常生活を支援する者を派遣し、当該世帯の生活の安定を図る。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等自立支援事業(ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業)	ひとり親家庭の親及び離婚前から当該事業による支援が必要な方の就職や自立に向けた支援を行うために、自立支援プログラムを策定する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等自立支援事業(高等職業訓練促進給付金等支給事業)	国家資格等の専門的な資格取得を目指し、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方に安定した就学環境を提供するために促進給付金等を支給する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等自立支援事業(自立支援教育訓練給付金支給事業)	自立支援を目的に就労を前提とし、該当講座を受講した場合に資格取得後受講料の一部を助成する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等自立支援事業(ひとり親家庭学び直し支援事業)	高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職に就くため必要と認められた場合に受講料の一部を助成する。	子育て支援課	●	●	●	

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (母子・父子自立支援員等による相談の充実)	ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・こどもの養育や教育等について総合的な相談等を行う。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (専門相談員による相談の実施)	養育費の取り決めや確保、こどもの親子交流について、専門相談員による相談を実施する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課	●	●	●	●
【従】ファミリー・サポート・センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。	子育て支援課	●	●	●	
【従】母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、12種類の貸付を行う。	子育て支援課	●	●	●	
【従】母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】助産施設事業	経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、安心して出産ができるよう認可の助産施設に入所し、出産に必要な費用の一部を助成する。	子育て支援課	●	●	●	●
【従】児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭医療助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する20歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課	●	●	●	●

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

※主に該当する「推進施策」が他にあるものの、当該「推進施策」にも関連する取組事業に「【従】」とつけています。

### (3) 障がい、医療的ケア等支援

障がいや医療的ケア等の理由から支援を必要とするこども・若者に、関係者の連携体制を強化して適切な支援、サービスにつなげます。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
障害児保育支援事業	保育所等へ入所している障がい児の保護者及び発達が気になっている保護者に対して、相談・支援を行い、必要に応じ小児科医や療育機関関係者などと連携し、障がい児の福祉の増進を図る。 また、公立保育所で医療的ケア児を受入れ、訪問看護ステーションの看護師によるケアを行う。	保育・幼稚園課	●			●
小児慢性特定疾病・育成・養育医療費等給付事業	慢性疾患により長期療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、疾患の治療にかかる医療費の助成、日常生活用具の給付、自立支援事業を実施する。	すくすく支援課	●		●	●
児童発達支援センターひまわり園運営事業	障がいのある未就学児が通園し、日常生活での基本的な動作の習得、知識技能の付与、集団生活への適応のための支援等、様々な療育を通して児童の成長及び発達の向上を図る。	すくすく支援課	●			●
障害児等療育支援事業	身体や精神、知的の障害をもつ児童や発達に心配のあるこどもとその家族や関係機関などに対して身近な地域で専門的な療育指導や相談支援を提供する。	すくすく支援課	●			●
身体・知的障害者相談員設置事業 (ペアレントメンター)	発達に障がいがある、気になる特性があるこどもの保護者を対象に、発達に障がいがあるこどもの子育てを経験した「ペアレントメンター」による相談会、個別相談を実施する。	すくすく支援課	●			●
日中一時支援事業	在宅の障がい者又は障がい児の介護を行う方の疾病やその他の理由で、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者(児)に対して、障害者支援施設等で日中の活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練やその他の支援を行うことで、障がい者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息等を図る。	障がい福祉課	●		●	●
補装具交付修理事業	補装具は身体障がい者(児)の失われた身体機能を補完又は代償する用具であり、交付及び修理、借受を行うことで身体的欠損や身体的機能損傷を補い、日常生活、職業生活の能率の向上を図る。	障がい福祉課	●		●	●
障害福祉サービス事業 (障害児通所支援等分)	障がい者が居宅等で自立した日常生活や社会生活を営むとともに、障がい児についても、社会生活への適応性の基盤を形成するため、介護サービスや就労訓練、生活訓練等の提供や療育支援等を行う。	すくすく支援課	●			●
重度障がい児訪問看護利用助成事業	常時医療行為を必要とする重度障がい児が、在籍する学校で、経管栄養、たんの吸引、気管カニューレの管理等のため訪問看護師の派遣を必要とする場合に、保護者に対して費用の一部を助成する。	すくすく支援課	●		●	●
移動支援等事業	屋内での移動が困難な障がい者及び障がい児の社会参加や必要不可欠な外出を促進するサービス。また、入院時に医療従事者との意思疎通が困難な重度障がい者に対し、支援員を派遣し支援を行う。	障がい福祉課	●			●
障がい児相談窓口事業	障がいの有無を問わず、こどもの発達について幅広く相談を受け、関係機関と連携しながら必要な支援につなげる。	すくすく支援課	●			●
市重度心身障がい児福祉年金事業	重度心身障がい児童福祉年金を支給することにより、障がい児童家庭の生活の安定と福祉の増進を図る。	障がい福祉課	●		●	

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
日常生活用具給付貸与事業	在宅重度心身障がい者(児)の日常生活が円滑に行えるよう障がいの種別や程度に応じた日常生活用具の給付及び福祉電話の貸与を行う。	障がい福祉課	●		●	●
重度障がい者(児)住宅整備事業	日常生活で他の者の介護を必要とする在宅重度身体障がい者(児)のいる世帯に対し、当該身体障がい者(児)の日常生活を容易にし、その行動範囲を広げて自立更生を促進する。	障がい福祉課	●		●	●
特別障害者手当等支給事業(障害児福祉手当)	身体障がい(1・2級一部程度)や知的障がい(療育手帳A最重度程度)があり、常時介護を必要とする20歳未満の児童に対し障害児福祉手当を支給する。	障がい福祉課			●	
重度心身障害者医療助成事業	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳A又は療育手帳B(中度)と身体障害者手帳両方の所持者に対し、医療費の助成を行う。	障がい福祉課			●	●
障がい等のある子どものための支援事業	学校生活支援員や学級支援員を配置し、障がい等のある児童生徒一人ひとりが豊かな学校生活を過ごし、また、障がいの有無にかかわらず多様な教育的ニーズのある児童生徒が共に学べる教育環境を整備する。	学校教育課	●			
特別支援教育事業	就学相談や通級相談、特別支援教育指導員派遣相談などの相談体制を整備し、特別な教育的ニーズのある子どもたちに応じた支援体制の整備や充実を図る。	学校教育課	●		●	
医療的ケア児に対する支援体制整備事業	学校での医療的ケアに対応できる看護師を確保し、地域の小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の支援体制を整備する。	学校教育課	●			●

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

#### (4) いじめ、不登校、自殺対策

いじめや不登校など、子ども・若者が抱える困難や課題について、関係機関が連携し、必要な支援を提供します。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
自殺対策事業	若年層への自殺対策として、こどもの頃から「心の健康づくり」を目指し、児童生徒とその保護者等に相談窓口の周知啓発を行う。	保健予防課	●			●
ひきこもり対策事業	ひきこもり支援を推進するための体制を構築し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の自律を促し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。	保健予防課	●			
いじめ対策総合推進事業(いのちを守る相談事業)	「いじめ問題」に対応するため4つの事業(1 いのちを守る相談活動、2 子どもから広がるいじめ0活動、3 いじめ問題対策・サポート事業、4 いのちを守り育てる集い)を行い、子どもが安心して学校生活をおくれるよう支援する。	学校教育課	●			
スクールカウンセラー等活用事業	愛媛県のスクールカウンセラー等活用事業により、松山市立の全小中学校でスクールカウンセラーの活用を図る。	学校教育課	●		●	
「校内サポートルーム」設置事業	校内サポートルームを設置することにより、自分のクラスに入りづらい生徒の「校内の安心できる居場所」としての機能を果たし、不登校の未然防止を目指す。	学校教育課	●			

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
不登校対策総合推進事業	ひきこもりや不登校の児童生徒及びその保護者へのきめ細かな支援を行うため、こども相談課と連携し、来所・家庭訪問等による相談や学習などの支援に加え、少人数での学習・スポーツ・体験活動などを通じた支援として、松山わかあゆ教室・北条文化の森教室の運営を行う。	教育支援センター事務所	●		●	
不登校対策総合推進事業 (フリースクール等 利用補助事業)	フリースクールなどを利用する不登校児童生徒の保護者に対して、施設の利用料の一部を補助することで、保護者の経済的負担の軽減を図り、不登校児童生徒の学習活動を支援する。	教育支援センター事務所	●			
【従】こども相談事業	こどもに関する総合的な相談窓口において、0歳から18歳までの子育て、虐待、不登校、問題行動などの様々な相談に、こどもや家庭に寄り添いながら迅速で的確に対応する。	こども相談課	●	●	●	●

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

※主に該当する「推進施策」が他にあるものの、当該「推進施策」にも関連する取組事業に「【従】」とつけています。

## 4. 若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする

### (1) 心身の健康向上

若者がどのようなライフステージでも健康的に生活できるよう、心や身体に関する必要な情報や正しい知識を身に付け、自身の健康に必要なサポートを受けられるための情報提供や相談支援を行います。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
母子歯科保健事業 (個別妊婦歯科健康診査)	妊婦の口腔内疾患の減少とその家族の生涯を通じた口腔の健康管理につなげるため、妊娠中に1回、歯科健診と歯科保健指導を登録医療機関にて、無料で受けることができる受診票を配付する。	すくすく支援課	●			●
不妊治療・不育症検査 助成事業	子どもを持ちたいと望む夫婦等を支援することを目的として、不妊検査・不妊治療・不育症検査にかかる費用の負担軽減を図るとともに、不妊・不育に関する不安の解消に努める。	すくすく支援課	●			●
プレコンセプションケア 推進事業	性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や将来の健康を考えて健康管理を行うきっかけづくりとして、現在の身体の状態を知るための検査費用の一部を補助するとともに、大学生等若い世代を対象に普及啓発を行う。	すくすく支援課	●			●
18歳からの健診事業	職場等で健康診査を受ける機会がない18歳から39歳の市民に対し、健康診査を実施し、健康への関心や生活習慣病予防の意識啓発を図る。	健康づくり推進課				●
【従】妊娠・出産支援事業	妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない伴走型の相談支援を実施するため、相談等の拠点となる「こども家庭センターすくすく・サポート」等で全ての妊婦と面談し、支援が必要な者を把握するとともに、乳児がいる全ての家庭の訪問や産後ケア、育児講座等を実施することで、出産や育児に対する不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整える。	すくすく支援課	●		●	●

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

## (2) 出会い、結婚支援

多様な価値観が尊重されることを大前提としつつ、結婚を望む人に対して、希望に応じた支援を進めます。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
出会い・交流創出事業	結婚を希望される方の出会いの場を提供するとともに、民間事業者が行う出会い・交流イベントへの補助など、出会いの機会を創出する。また、松山圏域3市3町が連携した、各市町の特色ある出会いの場を提供する。	こどもえがお課				
結婚新生活支援事業	経済的な理由で結婚を諦めることがないよう、新婚世帯の経済基盤の安定化を図るため、夫婦とも29歳以下かつ世帯所得500万円未満及び39歳以下の住民税非課税の新婚世帯を対象に、引越費用、家賃、住宅購入費等を補助する。	こどもえがお課				
里島振興事業 (里島出会い創出分)	島しょ部への定住促進を図るため、出会いの機会を提供する結婚支援イベントを開催する。	まちづくり推進課				

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

## (3) 就労、ライフプランニング支援

若者が主体的に自らのライフデザインが描けるよう、キャリア形成支援やライフプランニング教育を推進するとともに、将来の新たな挑戦を応援します。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
少子化対策推進事業 (ライフプランニング支援)	ライフプランニング教育を推進するため、若者を対象にセミナー等を開催し、若者が主体的に自らのライフデザインを描けるよう支援する。	こどもえがお課				
若者・移住者交流会運営事業 (移住定住促進事業)	転職などを機に移住を検討している20、30代の若者を対象に仕事や子育て環境を含めた松山の暮らしについて知ることができる交流会を開催し、若者の転職移住につなげていく。	まちづくり推進課				
男女共同参画推進事業 (女性のデジタル人材育成・キャリア支援事業分)	地方で活躍し、安定した収入が得られる女性デジタル人材を育成するため、出産・育児から復職を目指す女性や非正規で働く女性等を対象にデジタル技術の習得などリスキリングやキャリア形成を支援し、希望する多様な働き方の実現や就業機会の拡充につなげる。	人権・共生社会推進課				
スタートアップ総合支援事業	スタートアップを目指す起業家が、事業を軌道に乗せる過程で必要とする情報の提供や支援を行うとともに、学生の起業支援やスタートアップと連携しながら市内企業の新規事業創出を支援する。	企業立地・産業創出課				
データサイエンス活用支援事業	大学生等を対象にデータサイエンティストを育成するとともに、学生と市内企業が企業のデータを活用しながら企業課題の解決に取り組むことで、市内企業のデータ活用能力の向上を支援する。	企業立地・産業創出課				

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
人材確保・育成支援事業	市内の中小企業等が従業員の資質向上を図るため、国家資格や公的資格を取得するための研修等を受講する際に、費用の一部を補助するほか、高度な情報処理の知識又は技術を習得し、資質の向上を図ろうとする市内の若年者(15歳から34歳までの者)が受講する研修等の参加費用を一部補助する。	ふるさと納税・経営支援課				
松山しごと創造センター運営事業	松山しごと創造センターにて、創業・経営支援(小学生等向けイベントを含む)を行い、市内企業の活動を促進するとともに、市内事業所の増加等につなげる。	ふるさと納税・経営支援課				
中小企業デジタルイノベーション支援事業(デジタル人材育成事業)	市内企業のデジタル化・DXを推進するため、IT関連資格(ITパスポート、G検定)の習得者に対し、対象経費の一部を補助する。	ふるさと納税・経営支援課				
中小企業デジタルイノベーション支援事業(デジタル人材定着支援事業)	若年者の地元定着を推進するため、愛媛県が行う中核産業人材確保支援制度に登録している市内の事業者に対し、出捐金の1/2を補助する。	ふるさと納税・経営支援課				
デジタル人材活用・定着プロジェクト	デジタル化に関心を持ちつつも、まだ取り組めていない市内事業者に、デジタル化の専門家と市内大学生チームを派遣し、企業が直面する課題等に対して具体的な解決策を提供する。	ふるさと納税・経営支援課				

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

## 5. 安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する

### (1) 子育て世帯への経済的負担軽減

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担を抱かず、ゆとりを持って子どもと向き合い、安心して子育てができるよう支援します。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
災害遺児支援事業	児童の保護者が交通事故、風水害、火災、業務上の事故又は不慮の事故により死亡又は重度の障害を負った場合に年金及び激励金を支給することにより、遺児の健全な育成と遺児家族の福祉の向上を図る。	子育て支援課	●			
子育て応援券交付事業	第2子以降の出生時に、紙おむつを約1年分購入できる応援券50,000円(1,000円×50枚綴り)を交付する。	子育て支援課	●		●	
児童手当支給事業	児童を養育している家庭等での生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に手当を支給する。	子育て支援課	●		●	
子ども医療助成事業	18歳年度末までの保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課	●		●	●
ひとり親家庭医療助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する20歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課	●	●	●	●
出産世帯応援事業	出産後の育児に係る経済的な不安の軽減につなげるため、子どもを出産した世帯に対し、出産した子どもの育児用品や時短・省エネ家電の購入経費の一部を助成する。	子育て支援課	●			
出産世帯奨学金返還支援事業	出産後の育児に係る経済的な不安の軽減につなげるため、子どもを出産した世帯に対し、奨学金の返還金の一部を助成する。	子育て支援課	●			
ファミリー・サポート・センター運営等事業(利用料の助成に関する部分)	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。周知活動により提供会員の確保に努めるとともに、利用料の助成により利用促進を図る。	子育て支援課	●	●	●	
助産施設事業	経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、安心して出産ができるよう認可の助産施設に入所し、出産に必要な費用の一部を助成する。	子育て支援課	●	●	●	●
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。	子育て支援課	●	●	●	
地域保育所保育料補助事業	18歳未満の児童が3名以上いる世帯で、第3子以降の3歳未満児が地域保育所に入所する場合、世帯の所得に応じて保育料の全額又は半額を補助する。	保育・幼稚園課	●		●	
子育てのための施設等利用給付事業	幼児教育・保育の無償化対象施設としての「確認」が完了した施設に通う子どもに係る給付費を施設又は保護者に給付する。また、新制度未移行幼稚園に通う低所得世帯及び第3子以降(小学3年生までの範囲)に対する実費徴収額(副食費)の補足給付を行う。	保育・幼稚園課	●		●	
まつやま・家族いらっしやい事業(移住定住促進事業)	若い世代の移住を後押しするため、子育て世帯、若者の引越し費用を支援する。	まちづくり推進課	●			
移住者定着支援事業(移住定住促進事業)	15歳未満の子どもを扶養している、県外からの移住者(移住後3年以内)に住宅取得費用を補助する。	まちづくり推進課	●			

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
出産育児一時金支給事業	健康保険法等の改正に伴う制度創設により、保険が適用されない出産費用について、国民健康保険加入者の自己負担を軽減する。	保険給付・年金課	●			
出産費貸付事業	出産育児一時金の直接支払制度が利用できず、出産育児一時金の支給までに出産費用が用意できない国民健康保険被保険者に対し、出産育児一時金支給前に支給額の8割の範囲内で資金を貸し付ける。	保険給付・年金課	●			
保険料申請免除、法定免除事業 (産前産後免除該当部分)	出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間)の国民年金保険料が免除される。産前産後期間の保険料を免除された期間は、保険料を納付したのとして老齢基礎年金の受給額に反映される。	保険給付・年金課	●			
奨学資金貸付事業	経済的事情により大学・短大への修学が困難な方に修学の機会を与えるため、学業に必要な資金を無利子で貸し付け、有用な人材を育成する。	教育総務課	●		●	
小学校就学援助費(学用品費等)支給事業	経済的理由で就学が困難な児童の保護者に対して就学援助費を支給する。	学校教育課	●	●	●	
中学校就学援助費(学用品費等)支給事業	経済的理由で就学が困難な生徒の保護者に対して就学援助費を支給する。	学校教育課	●	●	●	
就学援助費(医療費)支給事業	学校教育法等に基づき、要保護・準要保護児童生徒の保護者を対象に、特定の疾病にかかる医療費の援助を行う。	保健体育課	●	●	●	
就学援助費(学校給食費)支給事業	学校教育法等に基づき、準要保護児童生徒の保護者を対象に、学校給食費の援助を行う。	保健体育課	●	●	●	
臨時特例価格高騰分学校給食費負担事業(小学校分)	小学校の給食費について、国が新たに創設する給食費負担軽減交付金超過分については市が補填し、無償化を実現する。	保健体育課	●			
臨時特例価格高騰分学校給食費負担事業(中学校等分)	学校給食用食材価格が高騰している中、保護者の経済的負担を増やすことなく、中学校等の食材購入費用のうち、価格上昇分の一部を市が負担する。	保健体育課	●			

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

※主に該当する「推進施策」が他にあるものの、当該「推進施策」にも関連する取組事業に「【従】」とつけています。

## (2) ひとり親家庭の自立促進

ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、当事者に寄り添った支援を行い、就労支援や養育費に関する相談など、生活の自立、安定、向上を図ります。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。	子育て支援課	●	●	●	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、12種類の貸付を行う。	子育て支援課	●	●	●	

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業:まつじゅく)	貧困の連鎖を防ぐために、経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られないこどもに対し、学習習慣の定着と学力の向上を目的とした学習支援を行うとともに、こどもやその保護者とコミュニケーションを図り、生活や進学の相談に応じるなど、日常生活への支援や相談支援を行い、こどもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業:土曜塾)	市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供する。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業:土曜塾プラス)	経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られない高校生に対し、学力の向上を目的とした学習支援を実施し、進学を後押しして将来の進路選択を広げ、貧困の連鎖を断ち切る。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業:模試費用、受験料支援)	進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、児童扶養手当受給世帯や経済的に困っている世帯の高校3年生と中学3年生に対して、模試費用、受験料の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (ひとり親家庭等日常生活支援事業)	ひとり親家庭等が疾病や事故等の事由により一時的に生活援助が必要な場合、日常生活を支援する者を派遣し、当該世帯の生活の安定を図る。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業)	ひとり親家庭の親及び離婚前から当該事業による支援が必要な方の就職や自立に向けた支援を行うために、自立支援プログラムを策定する。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (高等職業訓練促進給付金等支給事業)	国家資格等の専門的な資格取得を目指し、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方に安定した就学環境を提供するために促進給付金等を支給する。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (自立支援教育訓練給付金支給事業)	自立支援を目的に就労を前提とし、該当講座を受講した場合に資格取得後受講料の一部を助成する。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (ひとり親家庭学び直し支援事業)	高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職に就くため必要と認められた場合に受講料の一部を助成する。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (専門相談員による相談の実施)	養育費の取り決めや確保、こどもの親子交流について、専門相談員による相談を実施する。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (母子・父子自立支援員等による相談の充実)	ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・こどもの養育や教育等について総合的な相談等を行う。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (「ひとり親家庭のしおり」等を通じた情報提供)	「ひとり親家庭のしおり」を市の関係窓口等で配布するとともに、市ホームページで各種制度の周知に努める。離婚届提出時に保険、年金、各手当等の受給手続きに漏れないようチラシによる案内を行う。	子育て支援課	●	●	●	

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
ひとり親家庭等自立支援事業 (養育費に関する情報提供と広報・啓発活動)	養育費の取得手続きなどについて、情報提供をする。「ひとり親家庭のしおり」の配布等により、養育費の支払(取得)に関する啓発を行う。養育費について、相談から取得まで一貫した支援を行う。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (親子交流に関する情報提供と広報・啓発活動)	こどもの立場からの親子交流について、広報・啓発をする。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (官民連携自立支援プログラム策定推進事業)	自立支援プログラムの策定率を向上させるため、民間が実施する「コスメバンクプロジェクト」と連携し、女性が前向きに就労や自身のキャリア形成を考えていけるよう支援する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】女性相談支援事業	DVをはじめ、女性のいろいろな悩みごとについての相談に応じ、関係機関を紹介するとともに、必要な指導を行う。	子育て支援課	●	●	●	
【従】市営住宅への入居優遇措置	子育て世帯については、入居収入基準を緩和する。募集戸数の中に優先世帯専用の戸数枠を設けることにより、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯が、一般世帯より優先して抽選できる取扱いを行う。	住宅課	●	●	●	

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

※主に該当する「推進施策」が他にあるものの、当該「推進施策」にも関連する取組事業に「【従】」とつけています。

### (3) 関係機関と連携した相談体制の構築

窓口や電話、訪問など多様な手段により、子育て当事者の子育て等に関する相談に対応し、関係機関と連携、協働し、必要な支援につなげます。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
女性相談支援事業 (関係機関・団体との連携強化)	必要に応じて、県や警察等の関係機関との連携による支援を行う。	子育て支援課	●	●		
重層的支援体制整備事業	各相談支援機関の連携を強化し、世代や属性を問わない、より質の高い相談支援を行う。	長寿福祉課	●	●	●	
【従】要保護児童対策事業	要保護児童等への継続支援、総合的な支援、予防的支援を実施するため、医療・保健・福祉・学校等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の連携強化や体制整備を進める。	こども相談課	●	●	●	●
【従】障がい児相談窓口事業	障がいの有無を問わず、こどもの発達について幅広く相談を受け、関係機関と連携しながら必要な支援につなげる。	すくすく支援課	●			●

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

※主に該当する「推進施策」が他にあるものの、当該「推進施策」にも関連する取組事業に「【従】」とつけています。

## 第2章 第3期松山市子ども・子育て支援事業計画

### 1. 幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実

#### 量の見込みと確保方策及び実施時期

本市の教育・保育の利用の現状分析と今後の利用希望調査(ニーズ調査)の実施結果を踏まえ、総合的に量の見込みを設定します。

#### ■量の見込みと確保方策

設定した9つの区域ごとに、幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の量の見込みと確保方策を設定します。また、それぞれ認定区分(1号～3号)ごとに設定します。

認定区分	備考
1号	こどもが満3歳以上で、教育を希望する場合
2号	こどもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合
3号	こどもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合

#### ■保育利用率

満3歳未満のこどもの数全体に占める、満3歳未満の保育を必要とするこどもに対する利用定員数(=保育利用率※1)を、以下のとおり設定します。

	1年目 令和7年度	2年目 令和8年度	3年目 令和9年度	4年目 令和10年度	5年目 令和11年度	参考 令和6年度
3号認定の 利用定員数	3,804	3,831	3,898	3,937	3,991	3,720
満3歳未満の こどもの数	9,204	9,019	9,052	8,887	8,733	9,461
保育利用率 (※1)	41.3%	42.5%	43.1%	44.3%	45.7%	39.3%

※1:各年度の満3歳未満の保育を必要とするこどもに対する利用定員数/満3歳未満のこどもの数全体

【市内全体】単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
		保育認定		保育認定				保育認定		保育認定			
①量の見込み		5,201	4,812	307	1,512	1,653	8,284	4,801	4,858	311	1,669	1,574	8,412
				3,472					3,554				
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,495	4,974	537	1,324	1,383	8,218	5,495	4,974	510	1,411	1,350	8,245
	確認を受けない幼稚園	3,309						3,309					
	特定地域型保育事業		23	146	206	208	583		23	146	206	208	583
	企業主導型保育事業		180	77	122	125	504		180	77	122	125	504
	計	8,804	5,177	760	1,652	1,716	9,305	8,804	5,177	733	1,739	1,683	9,332
②-①		3,603	365	453	140	63	1,021	4,003	319	422	70	109	920
				656					601				
		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
		保育認定		保育認定				保育認定		保育認定			
①量の見込み		4,357	4,831	315	1,717	1,720	8,583	4,034	4,897	320	1,763	1,755	8,735
				3,752					3,838				
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,495	4,986	450	1,456	1,432	8,324	5,495	5,028	436	1,478	1,463	8,405
	確認を受けない幼稚園	3,309						3,309					
	特定地域型保育事業		23	146	206	208	583		23	146	206	208	583
	企業主導型保育事業		180	77	122	125	504		180	77	122	125	504
	計	8,804	5,189	673	1,784	1,765	9,411	8,804	5,231	659	1,806	1,796	9,492
②-①		4,447	358	358	67	45	828	4,770	334	339	43	41	757
				470					423				
		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
		保育認定		保育認定				保育認定		保育認定			
①量の見込み		3,728	4,984	324	1,810	1,786	8,904	5,563	4,938	256	1,555	1,670	8,419
				3,920					3,481				
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,496	5,071	425	1,518	1,488	8,502	5,494	4,928	621	1,266	1,273	8,088
	確認を受けない幼稚園	3,309						3,309					
	特定地域型保育事業		23	146	206	208	583		23	146	206	208	583
	企業主導型保育事業		180	77	122	125	504		180	77	122	125	504
	計	8,805	5,274	648	1,846	1,821	9,589	8,803	5,131	844	1,594	1,606	9,175
②-①		5,077	290	324	36	35	685	3,240	193	588	39	▲64	756
				395					563				



【②北東部】単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
		保育認定		保育認定				保育認定		保育認定			
①量の見込み		277	185	11	56	58	310	252	189	13	63	57	322
				125				133					
②確保の内容	特定教育・保育施設	277	213	18	47	48	326	277	213	15	52	49	329
	確認を受けない幼稚園	144						144					
	特定地域型保育事業			3	8	8	19			3	8	8	19
	企業主導型保育事業		12	2	3	4	21		12	2	3	4	21
	計	421	225	23	58	60	366	421	225	20	63	61	369
②-①		144	40	12	2	2	56	169	36	7	0	4	47
				16				11					

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
		保育認定		保育認定				保育認定		保育認定			
①量の見込み		227	192	14	66	63	335	205	197	15	68	65	345
				143				148					
②確保の内容	特定教育・保育施設	277	213	12	55	52	332	277	213	12	57	53	335
	確認を受けない幼稚園	144						144					
	特定地域型保育事業			3	8	8	19			3	8	8	19
	企業主導型保育事業		12	2	3	4	21		12	2	3	4	21
	計	421	225	17	66	64	372	421	225	17	68	65	375
②-①		194	33	3	0	1	37	216	28	2	0	0	30
				4				2					

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
		保育認定		保育認定				保育認定		保育認定			
①量の見込み		187	201	17	71	67	356	295	190	7	58	59	314
				155				124					
②確保の内容	特定教育・保育施設	277	213	12	60	55	340	277	213	24	41	42	320
	確認を受けない幼稚園	144						144					
	特定地域型保育事業			3	8	8	19			3	8	8	19
	企業主導型保育事業		12	2	3	4	21		12	2	3	4	21
	計	421	225	17	71	67	380	421	225	29	52	54	360
②-①		234	24	0	0	0	24	126	35	22	▲6	▲5	46
				0				11					



【④南部】単位：人

		1年目（令和7年度）					2年目（令和8年度）						
		教育	保育				教育	保育					
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		
①量の見込み		1,483	919	62	310	319	1,610	1,404	920	64	344	304	1,632
						691						712	
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,558	962	131	240	243	1,576	1,558	962	122	270	231	1,585
	確認を受けない幼稚園	960						960					
	特定地域型保育事業			34	49	50	133			34	49	50	133
	企業主導型保育事業		20	17	25	26	88		20	17	25	26	88
	計	2,518	982	182	314	319	1,797	2,518	982	173	344	307	1,806
②-①		1,035	63	120	4	0	187	1,114	62	109	0	3	174
						124						112	

		3年目（令和9年度）					4年目（令和10年度）						
		教育	保育				教育	保育					
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		
①量の見込み		1,308	908	65	356	331	1,660	1,251	912	67	367	338	1,684
						752						772	
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,558	962	104	282	255	1,603	1,558	962	95	293	262	1,612
	確認を受けない幼稚園	960						960					
	特定地域型保育事業			34	49	50	133			34	49	50	133
	企業主導型保育事業		20	17	25	26	88		20	17	25	26	88
	計	2,518	982	155	356	331	1,824	2,518	982	146	367	338	1,833
②-①		1,210	74	90	0	0	164	1,267	70	79	0	0	149
						90						79	

		5年目（令和11年度）					（参考）令和6年度実績（在園児数）						
		教育	保育				教育	保育					
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		
①量の見込み		1,195	919	69	379	344	1,711	1,584	950	51	312	316	1,629
						792						679	
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,558	962	86	305	268	1,621	1,558	962	143	229	230	1,564
	確認を受けない幼稚園	960						960					
	特定地域型保育事業			34	49	50	133			34	49	50	133
	企業主導型保育事業		20	17	25	26	88		20	17	25	26	88
	計	2,518	982	137	379	344	1,842	2,518	982	194	303	306	1,785
②-①		1,323	63	68	0	0	131	934	32	143	▲9	▲10	156
						68						124	

【⑤西部】単位：人

	1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）						
	教育	保育					教育	保育					
	【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計	
	3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満				
	教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		
		保育認定					保育認定						
①量の見込み	1,039	662	50	207	234	1,153	975	653	52	226	224	1,155	
					491						502		
②確保の内容	特定教育・保育施設	198	668	37	167	188	1,060	198	668	34	181	180	1,063
	確認を受けない幼稚園	1,735						1,735					
	特定地域型保育事業			19	27	27	73			19	27	27	73
	企業主導型保育事業		39	11	18	19	87		39	11	18	19	87
	計	1,933	707	67	212	234	1,220	1,933	707	64	226	226	1,223
②-①	894	45	17	5	0	67	958	54	12	0	2	68	
					22						14		
	3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）						
	教育	保育					教育	保育					
	【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計	
	3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満				
	教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		
		保育認定					保育認定						
①量の見込み	902	635	54	231	246	1,166	850	630	56	235	252	1,173	
					531						543		
②確保の内容	特定教育・保育施設	198	668	25	186	200	1,079	198	668	26	190	206	1,090
	確認を受けない幼稚園	1,735						1,735					
	特定地域型保育事業			19	27	27	73			19	27	27	73
	企業主導型保育事業		39	11	18	19	87		39	11	18	19	87
	計	1,933	707	55	231	246	1,239	1,933	707	56	235	252	1,250
②-①	1,031	72	1	0	0	73	1,083	77	0	0	0	77	
					1						0		
	5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）						
	教育	保育					教育	保育					
	【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計	
	3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満				
	教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		
		保育認定					保育認定						
①量の見込み	801	630	58	239	258	1,185	1,111	679	45	210	230	1,164	
					555						485		
②確保の内容	特定教育・保育施設	198	668	28	194	212	1,102	198	668	67	147	148	1,030
	確認を受けない幼稚園	1,735						1,735					
	特定地域型保育事業			19	27	27	73			19	27	27	73
	企業主導型保育事業		39	11	18	19	87		39	11	18	19	87
	計	1,933	707	58	239	258	1,262	1,933	707	97	192	194	1,190
②-①	1,132	77	0	0	0	77	822	28	52	▲18	▲36	26	
					0					▲2			

【⑥北西部】単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		343	271	13	81	96	461	302	284	12	90	93	479
				190						195			
②確保の内容	特定教育・保育施設	527	343	40	103	104	590	527	343	40	103	104	590
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	計	527	343	40	103	104	590	527	343	40	103	104	590
②-①		184	72	27	22	8	129	225	59	28	13	11	111
				57						52			

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		260	291	12	92	103	498	223	302	12	95	107	516
				207						214			
②確保の内容	特定教育・保育施設	527	343	40	103	104	590	527	343	40	100	107	590
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	計	527	343	40	103	104	590	527	343	40	100	107	590
②-①		267	52	28	11	1	92	304	41	28	5	0	74
				40						33			

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		189	316	11	98	110	535	377	265	14	82	97	458
				219						193			
②確保の内容	特定教育・保育施設	527	343	37	103	110	593	527	343	40	103	104	590
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	計	527	343	37	103	110	593	527	343	40	103	104	590
②-①		338	27	26	5	0	58	150	78	26	21	7	132
				31						54			

【⑦北部】単位：人

	1年目（令和7年度）							2年目（令和8年度）						
	教育	保育					合計	教育	保育					合計
	【1号】	【2号】	【3号】			【1号】		【2号】	【3号】					
	3歳以上	3歳以上	3歳未満			3歳以上		3歳以上	3歳未満					
	教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	教育標準 時間認定		保育認定	0歳	1歳	2歳			
		保育認定						保育認定						
①量の見込み	333	499	39	168	172	878	313	499	39	184	160	882		
					379						383			
②確保の内容	特定教育・保育施設	441	499	41	147	149	836	441	499	38	161	141	839	
	確認を受けない幼稚園	0						0						
	特定地域型保育事業			13	21	21	55			13	21	21	55	
	企業主導型保育事業		0	1	2	2	5		0	1	2	2	5	
	計	441	499	55	170	172	896	441	499	52	184	164	899	
②-①	108	0	16	2	0	18	128	0	13	0	4	17		
					18						17			
	3年目（令和9年度）							4年目（令和10年度）						
	教育	保育					合計	教育	保育					合計
	【1号】	【2号】	【3号】			【1号】		【2号】	【3号】					
	3歳以上	3歳以上	3歳未満			3歳以上		3歳以上	3歳未満					
	教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	教育標準 時間認定		保育認定	0歳	1歳	2歳			
		保育認定						保育認定						
①量の見込み	291	491	39	188	171	889	276	492	40	193	170	895		
					398						403			
②確保の内容	特定教育・保育施設	441	499	32	166	148	845	441	499	29	170	150	848	
	確認を受けない幼稚園	0						0						
	特定地域型保育事業			13	21	21	55			13	21	21	55	
	企業主導型保育事業		0	1	2	2	5		0	1	2	2	5	
	計	441	499	46	189	171	905	441	499	43	193	173	908	
②-①	150	8	7	1	0	16	165	7	3	0	3	13		
					8						6			
	5年目（令和11年度）							（参考）令和6年度実績（在園児数）						
	教育	保育					合計	教育	保育					合計
	【1号】	【2号】	【3号】			【1号】		【2号】	【3号】					
	3歳以上	3歳以上	3歳未満			3歳以上		3歳以上	3歳未満					
	教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	教育標準 時間認定		保育認定	0歳	1歳	2歳			
		保育認定						保育認定						
①量の見込み	261	497	40	197	169	903	363	511	29	184	177	901		
					406						390			
②確保の内容	特定教育・保育施設	441	499	29	174	146	848	441	453	71	118	118	760	
	確認を受けない幼稚園	0						0						
	特定地域型保育事業			13	21	21	55			13	21	21	55	
	企業主導型保育事業		0	1	2	2	5		0	1	2	2	5	
	計	441	499	43	197	169	908	441	453	85	141	141	820	
②-①	180	2	3	0	0	5	78	▲58	56	▲43	▲36	▲81		
					3						▲23			



【⑨中島】単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
		保育認定		保育認定				保育認定		保育認定			
①量の見込み		2	13	0	1	2	16	2	12	0	1	1	14
②確保の内容	特定教育・保育施設	2	15	0	2	3	20	2	15	0	2	3	20
	確認を受けない幼稚園	0					0	0					0
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	15	0	2	3	20	2	15	0	2	3	20
②-①		0	2	0	1	1	4	0	3	0	1	2	6
				2						3			

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
		保育認定		保育認定				保育認定		保育認定			
①量の見込み		2	11	0	1	1	13	2	11	0	1	1	13
②確保の内容	特定教育・保育施設	2	15	0	2	3	20	2	15	0	2	3	20
	確認を受けない幼稚園	0					0	0					0
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	15	0	2	3	20	2	15	0	2	3	20
②-①		0	4	0	1	2	7	0	4	0	1	2	7
				3						3			

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
		保育認定		保育認定				保育認定		保育認定			
①量の見込み		3	12	0	1	0	13	2	13	0	1	3	17
②確保の内容	特定教育・保育施設	3	15	0	2	3	20	1	15	0	2	3	20
	確認を受けない幼稚園	0					0	0					0
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	15	0	2	3	20	1	15	0	2	3	20
②-①		0	3	0	1	3	7	▲1	2	0	1	0	3
				4						1			

## 2. 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 量の見込みと確保方策及び実施時期

本市の地域子ども・子育て支援事業の利用の現状分析と今後の利用希望調査(ニーズ調査)の実施結果を踏まえ、総合的に量の見込みを設定します。

#### (1)利用者支援事業

認定こども園・幼稚園・保育所などの教育・保育施設や、一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業等について、保護者がニーズに応じたサービスを利用できるように相談を受けるほか、子育てに関する情報提供を行います。また、こども家庭センターとして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

##### 【①-1基本型】

単位：箇所

		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	基本型	2	2	2	2	2	1
②確保の内容	基本型	2	2	2	2	2	
②-①		0	0	0	0	0	

##### 【①-2地域子育て相談機関】(※利用者支援事業(基本型)の財政支援を受けていない地域子育て相談機関も含む)

単位：箇所

		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	地域子育て相談機関型	31	31	31	31	31	-
②確保の内容	地域子育て相談機関型	31	31	31	31	31	
②-①		0	0	0	0	0	

##### 【②特定型】

単位：箇所

		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	特定型	1	1	1	1	1	2
②確保の内容	特定型	1	1	1	1	1	
②-①		0	0	0	0	0	

##### 【③こども家庭センター型】

単位：箇所

		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	こども家庭センター型	6	6	6	6	6	-
②確保の内容	こども家庭センター型	6	6	6	6	6	
②-①		0	0	0	0	0	

## (2)延長保育事業

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。

### 【市内全体】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	3,477	3,528	3,593	3,651	3,718	3,486	3,538
②確保の内容	3,477	3,528	3,593	3,651	3,718		
②-①	0	0	0	0	0		

### 【①中心部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	1,075	1,078	1,087	1,096	1,105	1,092	1,110
②確保の内容	1,075	1,078	1,087	1,096	1,105		
②-①	0	0	0	0	0		

### 【②北東部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	137	143	148	153	158	126	139
②確保の内容	137	143	148	153	158		
②-①	0	0	0	0	0		

### 【③東部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	353	374	395	415	436	347	357
②確保の内容	353	374	395	415	436		
②-①	0	0	0	0	0		

### 【④南部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	728	738	751	761	774	704	737
②確保の内容	728	738	751	761	774		
②-①	0	0	0	0	0		

## 【⑤西部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	418	419	423	425	430	473	422
②確保の内容	418	419	423	425	430		
②-①	0	0	0	0	0		

## 【⑥北西部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	203	211	219	227	235	182	202
②確保の内容	203	211	219	227	235		
②-①	0	0	0	0	0		

## 【⑦北部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	381	382	385	388	391	367	391
②確保の内容	381	382	385	388	391		
②-①	0	0	0	0	0		

## 【⑧北条】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	182	183	185	186	189	195	180
②確保の内容	182	183	185	186	189		
②-①	0	0	0	0	0		

## 【⑨中島】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0		
②-①	0	0	0	0	0		

### (3)児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。入会児童の増加に対応するため、専用施設の増設などを行い、量と質の向上に取り組めます。

#### 【市内全体】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	6,699	6,662	6,593	6,591	6,612	6,156
1年生	2,014	1,944	1,929	1,984	1,992	
2年生	1,832	1,838	1,769	1,760	1,812	
3年生	1,460	1,456	1,460	1,412	1,401	
4年生	854	872	875	875	844	
5年生	374	378	385	385	386	
6年生	165	174	175	175	177	
②確保の内容	6,699	6,662	6,593	6,591	6,612	
②-①	0	0	0	0	0	

※令和5年度実績は、公設+民間の数を計上。(以下、各区域同様)

#### 【①中心部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	1,336	1,304	1,281	1,279	1,232	1,249
1年生	433	373	386	398	348	
2年生	353	389	335	347	358	
3年生	247	244	268	231	239	
4年生	173	160	158	174	150	
5年生	89	95	88	87	95	
6年生	41	43	46	42	42	
②確保の内容	1,336	1,304	1,281	1,279	1,232	
②-①	0	0	0	0	0	

## 【②北東部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	456	449	445	451	449	393
1年生	132	125	128	137	127	
2年生	128	127	120	123	132	
3年生	96	96	95	90	92	
4年生	52	53	53	52	50	
5年生	32	31	32	32	31	
6年生	16	17	17	17	17	
②確保の内容	456	449	445	451	449	
②-①	0	0	0	0	0	

## 【③東部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	1,130	1,136	1,135	1,117	1,156	997
1年生	327	319	323	305	364	
2年生	328	321	312	317	299	
3年生	231	239	234	228	231	
4年生	155	169	175	171	167	
5年生	63	60	65	68	66	
6年生	26	28	26	28	29	
②確保の内容	1,130	1,136	1,135	1,117	1,156	
②-①	0	0	0	0	0	

## 【④南部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	1,074	1,064	1,062	1,070	1,063	1,036
1年生	333	324	329	338	324	
2年生	292	296	287	293	300	
3年生	265	253	257	250	254	
4年生	127	134	128	130	126	
5年生	45	45	48	45	46	
6年生	12	12	13	14	13	
②確保の内容	1,074	1,064	1,062	1,070	1,063	
②-①	0	0	0	0	0	

## 【⑤西部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	1,349	1,346	1,328	1,327	1,331	1,254
1年生	370	367	359	376	376	
2年生	360	340	337	329	345	
3年生	312	324	307	304	297	
4年生	194	198	206	195	193	
5年生	71	72	74	77	72	
6年生	42	45	45	46	48	
②確保の内容	1,349	1,346	1,328	1,327	1,331	
②-①	0	0	0	0	0	

## 【⑥北西部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	310	323	317	312	324	255
1年生	104	115	100	104	120	
2年生	108	92	102	89	92	
3年生	57	69	59	65	57	
4年生	25	31	38	32	35	
5年生	13	12	15	18	15	
6年生	3	4	3	4	5	
②確保の内容	310	323	317	312	324	
②-①	0	0	0	0	0	

## 【⑦北部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	703	711	707	705	727	622
1年生	231	241	226	226	253	
2年生	174	185	193	181	181	
3年生	171	156	166	174	163	
4年生	80	80	73	78	82	
5年生	32	34	34	31	34	
6年生	15	15	15	15	14	
②確保の内容	703	711	707	705	727	
②-①	0	0	0	0	0	

## 【⑧北条】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	341	329	318	330	330	350
1年生	84	80	78	100	80	
2年生	89	88	83	81	105	
3年生	81	75	74	70	68	
4年生	48	47	44	43	41	
5年生	29	29	29	27	27	
6年生	10	10	10	9	9	
②確保の内容	341	329	318	330	330	
②-①	0	0	0	0	0	

## 【⑨中島】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	
②-①	0	0	0	0	0	

## (4)子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ事業)

保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一時的に困難になった児童を保護します。また、夫等の暴力から一時的に逃れるためや経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の保護を行います。今後もこども・子育てサイト等で周知に努め、利用を促進します。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	623	607	593	580	569	735
②確保の内容	623	607	593	580	569	
②-①	0	0	0	0	0	

### (5)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

生後4か月未満の乳児のいる家庭を保健師又は助産師、看護師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な相談支援や情報提供を行い、地域の中でこどもが健やかに育つよう支援します。

単位：件

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	2,659	2,609	2,561	2,517	2,477	2,856
②確保の内容	2,659	2,609	2,561	2,517	2,477	
②-①	0	0	0	0	0	

### (6)養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

若年妊婦、未健診妊婦のほか、育児ストレス、産後に不安感や孤立感を抱えるなど、様々な理由で養育支援が必要な家庭を早期に発見し、養育に関する指導・助言等を行います。今後も継続して支援を行い、家庭での安定した児童の養育が可能となるように努めます。また、松山市要保護児童対策地域協議会では、学校や保育所、医療機関など様々な関係機関や団体と連携して、多様化、複雑化するこどもや家庭の問題に適切に対応します。

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	参考 令和5年度実績
①量の見込み	3,550	3,580	3,620	3,650	3,690	3,450
②確保の内容	3,550	3,580	3,620	3,650	3,690	
②-①	0	0	0	0	0	

## (7)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、こどもの健やかな育ちを支援します。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	参考 令和5年度実績
①量の見込み	120,572	128,972	140,306	148,413	156,321	一般型：24か所(86,341) 連携型：8か所(20,703) 合計：32か所(107,044)
②確保の内容	32か所 120,572	32か所 128,972	32か所 140,306	32か所 148,413	32か所 156,321	
②-①	0	0	0	0	0	

## (8)一時預かり事業

主に認定こども園や保育所等で、保護者の就労や、家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、一時的に保育を行います。また、主に認定こども園や幼稚園で、教育時間終了後の在園児の預かり保育を行います。

【市内全体】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	109,929	101,338	91,843	84,879	78,254	在園児 対象型  304,153	在園児 対象型  341,150
		2号認定 による	207,797	191,557	173,612	160,447	147,928		
		計	317,726	292,895	265,455	245,326	226,182		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用品)	54,932	54,114	54,510	53,504	52,562			
②確保 の内容	在園児対象型	317,726	292,895	265,455	245,326	226,182	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外	
	在園児対象型以外	54,932	54,114	54,510	53,504	52,562			
②-①	在園児対象型	0	0	0	0	0	48,204	57,415	
	在園児対象型以外	0	0	0	0	0			

【①中心部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	24,043	22,033	19,870	18,216	16,664	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	45,448	41,648	37,560	34,434	31,500		
		計	69,491	63,681	57,430	52,650	48,164		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用品)		14,170	14,389	14,763	14,508	14,289	79,647	77,286
②確保の 内容	在園児対象型		69,491	63,681	57,430	52,650	48,164	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		14,170	14,389	14,763	14,508	14,289		
②-①	在園児対象型		0	0	0	0	0	11,561	15,201
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【②北東部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	4,103	3,732	3,362	3,036	2,769	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	7,756	7,056	6,355	5,739	5,235		
		計	11,859	10,788	9,717	8,775	8,004		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用品)		1,212	1,185	1,222	1,190	1,163	21,150	12,630
②確保の 内容	在園児対象型		11,859	10,788	9,717	8,775	8,004	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		1,212	1,185	1,222	1,190	1,163		
②-①	在園児対象型		0	0	0	0	0	927	1,327
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

## 【③東部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	12,907	11,004	9,056	7,372	5,775	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	24,399	20,800	17,120	13,935	10,916		
		計	37,306	31,804	26,176	21,307	16,691		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		6,829	6,451	6,456	6,372	6,277	52,532	40,125
②確保の 内容	在園児対象型		37,306	31,804	26,176	21,307	16,691	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		6,829	6,451	6,456	6,372	6,277		
②-①	在園児対象型		0	0	0	0	0	6,715	6,819
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

## 【④南部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	29,735	28,151	26,226	25,082	23,959	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	56,206	53,211	49,572	47,412	45,289		
		計	85,941	81,362	75,798	72,494	69,248		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		13,922	13,858	13,711	13,437	13,173	56,448	91,795
②確保の 内容	在園児対象型		85,941	81,362	75,798	72,494	69,248	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		13,922	13,858	13,711	13,437	13,173		
②-①	在園児対象型		0	0	0	0	0	14,022	14,438
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

## 【⑤西部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	19,897	18,671	17,273	16,277	15,338	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	37,610	35,293	32,650	30,767	28,994		
		計	57,507	53,964	49,923	47,044	44,332		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		9,774	9,614	9,641	9,482	9,323	55,985	61,493
②確保の 内容	在園児対象型		57,507	53,964	49,923	47,044	44,332	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		9,774	9,614	9,641	9,482	9,323		
②-①	在園児対象型		0	0	0	0	0	8,785	10,132
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

## 【⑥北西部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	7,567	6,662	5,735	4,919	4,169	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	14,304	12,594	10,843	9,299	7,881		
		計	21,871	19,256	16,578	14,218	12,050		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		2,465	2,274	2,343	2,256	2,178	12,206	24,040
②確保の 内容	在園児対象型		21,871	19,256	16,578	14,218	12,050	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		2,465	2,274	2,343	2,256	2,178		
②-①	在園児対象型		0	0	0	0	0	3,003	2,647
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

## 【⑦北部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	8,407	7,902	7,346	6,967	6,588	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	15,892	14,937	13,887	13,171	12,455		
		計	24,299	22,839	21,233	20,138	19,043		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		4,841	4,622	4,655	4,584	4,512	18,582	26,489
②確保の 内容	在園児対象型		24,299	22,839	21,233	20,138	19,043	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		4,841	4,622	4,655	4,584	4,512		
②-①	在園児対象型		0	0	0	0	0	3,077	4,934
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

## 【⑧北条】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	3,270	3,183	2,975	3,010	2,992	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	6,182	6,018	5,625	5,690	5,658		
		計	9,452	9,201	8,600	8,700	8,650		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		1,674	1,674	1,680	1,637	1,607	7,603	7,202
②確保の 内容	在園児対象型		9,452	9,201	8,600	8,700	8,650	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		1,674	1,674	1,680	1,637	1,607		
②-①	在園児対象型		0	0	0	0	0	1,242	1,885
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【⑨中島】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	0	0	0	0	0	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	0	0	0	0	0		
		計	0	0	0	0	0		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		47	47	40	40	40	0	0
②確保の 内容	在園児対象型		0	0	0	0	0	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		47	47	40	40	40		
②-①	在園児対象型		0	0	0	0	0	9	34
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

(9)病児・病後児保育事業

仕事等の理由で、保護者が病気中の子ども(小学6年生まで)を家庭で保育できない場合に、市が委託した施設で一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	5,710	5,710	5,710	5,710	5,710	4,182
②確保の内容	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	
②-①	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	

## (10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行います。周知活動により提供会員の確保に努め、利用料の助成により利用促進につなげます。また、安全な援助活動を行うための講習会や周知活動を通して、提供会員の知識や技能の向上につなげます。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	2,208	2,134	2,074	2,010	1,947	2,365
②確保の内容	2,208	2,134	2,074	2,010	1,947	
②-①	0	0	0	0	0	

## (11)妊婦一般健康診査事業

妊婦一般健康診査(一部公費負担)を行い、妊婦及び胎児の健康の保持増進を図ります。母子健康手帳交付時に、保健師等が全妊婦と面談し、受診勧奨を行います。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	2,829	2,776	2,725	2,678	2,635	2,922
②確保の内容	2,829	2,776	2,725	2,678	2,635	
②-①	0	0	0	0	0	

## (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度の給付を受ける、認定こども園、幼稚園、保育所などを利用している生活保護世帯等のこどもに対し、教材費や行事費などの実費負担分を補助します。また、新制度の給付を受けない幼稚園(私学助成幼稚園)を利用する生活保護世帯等のこどもに対し、給食費の実費負担分を補助します。

### (13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域ニーズに即した保育等の事業を充実させるため、新たに新制度の給付を受ける新規参入事業者への巡回支援を行います。また、障がい児保育事業や私学助成での支援の対象とならない特別な支援が必要なこどもを受け入れている私立認定こども園に対し、職員の加配に必要な費用の一部を支援します。

### (14)子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	300	300	310	310	310
②確保の内容	300	300	310	310	310
②-①	0	0	0	0	0

### (15)親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とそのこどもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

※令和7年度からの実施を検討中

## (16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、こどもの居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、子どもとその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等、こどもの必要に応じた支援を包括的に提供します。

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保の内容	20	20	20	20	20
②-①	0	0	0	0	0

※令和7年度からの実施を検討中

## (17) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等に入所していない満3歳未満の乳幼児を対象に、月一定時間まで、実施施設(保育所等)でこどもを預かり、また、利用するこどもの保護者を対象に、子育てに関する相談支援を行います。

※量の見込みと確保の内容については、事業実施までに設定し、中間年度(令和9年度)等の計画の見直しの際に記載します。

## (18) 妊婦等包括相談支援事業

安心して出産や子育てができるよう、保健師等が妊産婦とその配偶者等に対して出産・育児の見通しを立てるためのアンケート・面談を実施します。利用できるサービスの情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型の相談支援を行います。

単位：回

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	5,780	5,671	5,567	5,471	5,383	6,888
②確保の内容 (こども家庭センター)	5,780	5,671	5,567	5,471	5,383	
②-①	0	0	0	0	0	

## (19)産後ケア事業

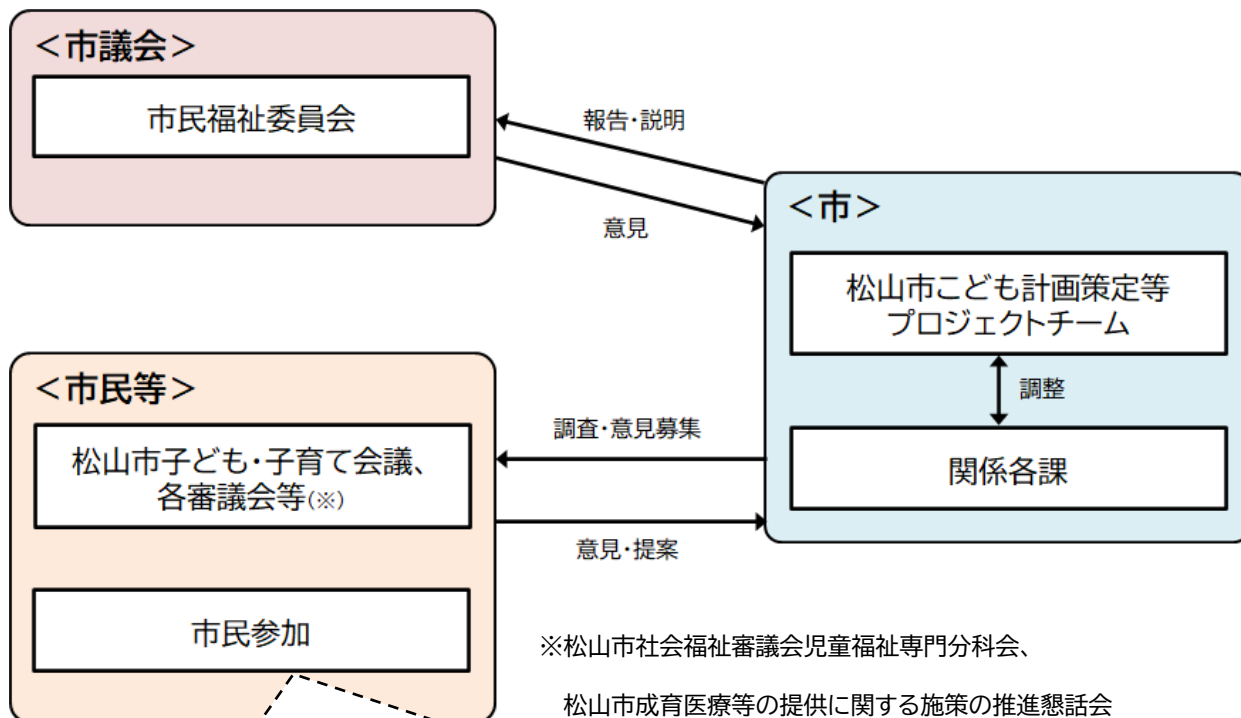
分娩施設退院後から一定の期間、医療機関や助産院、対象者の居宅で助産師等が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	358	352	345	339	334	397
②確保の内容	358	352	345	339	334	
②-①	0	0	0	0	0	

# 資料編

## 1. 策定体制



### (1) アンケート調査

- ・WEB アンケート(対象:小学5年生以上)
- ・子ども・子育て支援アンケート(対象:小学校就学前から小学4年生のこどものいる世帯)
- ・ひとり親世帯実態調査(対象:ひとり親等家庭)
- ・妊婦アンケート(対象:妊婦)

### (2) ワークショップ(対象:小学5年生~高校3年生、大学生~30歳代)

### (3) 児童館での意見募集

### (4) パブリックコメント(市民意見公募手続)

## 2. 策定経過

※「●」は、関連する計画に関する事項

日時	内容	計画名					
		こども	支援 事業	ひと り親	貧困 対策	成育 医療	
令和5年	8月1日	令和5年度 第1回松山市子ども・子育て会議 (全体会)		●			
		令和5年度 第1回松山市子ども・子育て会議 (教育・保育部会)		●			
		令和5年度 第1回松山市子ども・子育て会議 (地域子育て部会)		●			
	10月13日	令和5年度 第2回松山市子ども・子育て会議 (教育・保育部会)		●			
	10月31日 ～11月24日	子ども・子育て支援に関する アンケート(ニーズ調査)		●			
令和6年	3月18日	令和5年度 第2回松山市子ども・子育て会議 (全体会)		●			
		令和5年度 第3回松山市子ども・子育て会議 (教育・保育部会)		●			
		令和5年度 第2回松山市子ども・子育て会議 (地域子育て部会)		●			
	5月9日	令和6年度 第1回松山市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会			●	●	

日時	内容	計画名					
		こども	支援 事業	ひと り親	貧困 対策	成育 医療	
令和6年	5月16日 ～6月10日	松山市こども計画策定に向けたアンケート	●			●	●
	5月16日 ～6月14日	松山市ひとり親世帯実態調査			●	●	
	5月17日	松山市こども計画策定等プロジェクトチーム設置	●				
	5月27日	令和6年度 第1回松山市子ども・子育て会議 (全体会)	●	●			
		令和6年度 第1回松山市子ども・子育て会議 (教育・保育部会)		●			
		令和6年度 第1回松山市子ども・子育て会議 (地域子育て部会)		●			
	5月27日 ～7月12日	妊婦対象アンケート	●				●
	7月15日	松山市こども計画策定に向けた若者ワークショップ	●	●	●	●	●
	7月22日	令和6年度 第2回松山市子ども・子育て会議 (全体会)	●	●			
		令和6年度 第2回松山市子ども・子育て会議 (教育・保育部会)		●			
7月28日	松山市こども計画策定に向けた第1回こどもワークショップ	●	●	●	●	●	

日時	内容	計画名					
		こども	支援 事業	ひと り親	貧困 対策	成育 医療	
令和6年	8月1日	令和6年度 第1回松山市成育医療等の 提供に関する施策の推進懇話会					●
	8月25日	松山市こども計画策定に向けた 第2回こどもワークショップ	●	●	●	●	●
	8月30日 ～9月5日	松山市こども計画策定に向けた 児童館での意見募集	●	●			
	10月1日	令和6年度 第3回松山市子ども・子育て会議 (全体会)	●	●			
		令和6年度 第3回松山市子ども・子育て会議 (教育・保育部会)	●	●			
		令和6年度 第2回松山市子ども・子育て会議 (地域子育て部会)	●	●			
	10月3日	令和6年度 第2回松山市成育医療等の 提供に関する施策の推進懇話会					●
	10月8日	令和6年度 第2回松山市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会			●	●	
	11月11日	令和6年度 第4回松山市子ども・子育て会議 (教育・保育部会)	●	●			
11月12日	令和6年度 第3回松山市子ども・子育て会議 (地域子育て部会)	●	●				

日時	内容	計画名					
		こども	支援 事業	ひと り親	貧困 対策	成育 医療	
令和6年	11月14日	令和6年度 第3回松山市成育医療等の 提供に関する施策の推進懇話会 (書面開催)					●
	11月20日	令和6年度 第3回松山市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会(書面開催)			●	●	
	11月27日	令和6年度 第4回松山市子ども・子育て会議 (全体会)	●	●	●	●	●
	12月2日 ~1月9日	松山市こども計画(案)に対する 市民意見公募手続	●	●	●	●	●
	12月21日	松山市こども計画策定に向けた 第3回こどもワークショップ	●	●	●	●	●
令和7年	1月30日	令和6年度 第5回松山市子ども・子育て会議 (全体会)	●	●	●	●	●
		令和6年度 第5回松山市子ども・子育て会議 (教育・保育部会)		●			
	2月10日	松山市こども計画答申	●	●	●	●	●
	2月12日	令和6年度 第4回松山市成育医療等の 提供に関する施策の推進懇話会					●
	3月28日	松山市こども計画公表	●	●	●	●	●

### 3. 各審議会等委員名簿

#### ▼松山市子ども・子育て会議委員

(五十音順・敬称略)

所属・役職名など	氏名	備考
社会福祉法人松山市社会福祉事業団 こどもの相談室 ふらっと 室長	安藤 有紀	
松山市小中学校PTA連合会 副会長	伊藤 由美子	
松山市立幼稚園教育研究協議会 会長	稲田 直行	
松山市母子保健推進協議会 会長	井上 もと子	
松山市保育会 副会長	宇津見 亮子	
松山東雲女子大学心理子ども学科 講師	香川 実恵子	
聖カタリナ大学 人間健康福祉学部 助教	鬼頭 裕美	
愛媛大学 副学長	小助川 元太	会長
まつやま子ども育成会議 委員長	白松 賢	
松山市小学校長会 幼年・生活部会顧問	田中 美紀	
松山東雲女子大学心理子ども学科 准教授	友川 礼	
市民公募	中岡 彩	
松山市私立保育園・認定こども園連合会 会長	中川 恵津子	
中予私立幼稚園・認定こども園連盟	二宮 一朗	
市民公募	濱田 由紀	
聖カタリナ大学 人間健康福祉学部 教授	村岡 則子	副会長
子ども子育て連絡協議会 会長	村上 出	
松山市地域保育所連絡会 会長	森 公夫	
松山市児童クラブ連絡協議会 会長	安永 耕造	
市民公募	吉野 亜祐美	

※所属等(役職名等)は計画策定時のもの

▼松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員

(五十音順・敬称略)

所属・役職名など	氏名	備考
愛媛大学 教育学部 教授	青井 倫子	副会長
松山市小中学校PTA連合会 副会長	宇都宮 望見	
松山東雲女子大学 人文科学部 心理子ども学科 准教授	影浦 紀子	
松山市母子会 理事長	風戸 利子	
聖カタリナ大学 人間健康福祉学部 社会福祉学科 教授	釜野 鉄平	
松山市母子保健推進協議会 理事	實藤 むつみ	
松山みらいクラブ連絡協議会 会長	田中 睦	
松山市議会市民福祉委員会 委員長	長野 昌子	
松山市保育会 理事	逸見 佳子	
聖カタリナ大学 人間健康福祉学部 社会福祉学科 教授	村岡 則子	会長
松山市医師会 会長	矢野 誠	

※所属等(役職名等)は計画策定時のもの

▼松山市成育医療等の提供に関する施策の推進懇話会出席者

(五十音順・敬称略)

所属・役職名など	氏名	備考
愛媛大学 教育学部 教授	青井 倫子	
一般社団法人愛媛助産師会 監事	井伊 貴子	
松山市食生活改善推進協議会 副会長	門田 眞知江	
松山赤十字病院 第一小児科部長	河上 早苗	
一般社団法人松山市医師会 理事	小泉 幸司	
公益社団法人愛媛県栄養士会 松山支部長	塩飽 敬子	
松山市小中学校PTA連合会 会長	清水 怜	
松山市保育会 副会長	鈴木 裕美	
一般社団法人松山市歯科医師会 常務理事	玉井 久光	
愛媛県高等学校PTA連合会 会長	中川 豊和	
聖カタリナ大学看護学部看護学科 教授	中平 洋子	
中予私立幼稚園・認定こども園連盟 理事	新野 徹治	
一般社団法人松山市医師会 理事	二宮 晶	
松山市母子保健推進協議会 副会長	和氣 幸枝	

※所属等(役職名等)は計画策定時のもの

## 4. 関係条例等

○松山市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第28号

(設置)

第1条子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、本市に松山市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1)子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項
- (2)児童福祉に関する事項のうち、子ども・子育て会議が調査審議することが適当と認められる事項

(組織)

第3条子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)子どもの保護者
- (2)関係事業に従事する者
- (3)学識経験のある者
- (4)市長が必要と認める者

2委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(意見の聴取等)

第7条子ども・子育て会議は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2子ども・子育て会議は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4第5条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会について準用する。

(規則への委任)

第9条この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付則

(施行期日)

1この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(松山市社会福祉審議会条例の一部改正)

3松山市社会福祉審議会条例(平成12年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中「児童福祉に関する事項」の次に「(松山市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第28号)第2条第2号に規定する事項を除く。)」を加える。

○松山市社会福祉審議会条例(抄)

平成12年3月21日

条例第26号

(設置)

第1条社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に松山市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条法第12条第1項の規定に基づき、審議会に児童福祉に関する事項(松山市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第28号)第2条第2号に規定する事項を除く。)を調査審議させるものとする。

(組織)

第3条審議会は、委員50人以内で組織する。

2委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1)市議会議員
- (2)社会福祉事業に従事する者
- (3)学識経験のある者

(任期)

第4条委員の任期は2年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第5条この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○松山市社会福祉審議会条例施行規則(抄)

平成12年4月3日

規則第77号

(専門分科会)

第6条社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第11条第1項及び第12条第2項の規定により、審議会に次の専門分科会を置く。

- (1)民生委員審査専門分科会
- (2)身体障害者福祉専門分科会
- (3)児童福祉専門分科会

2前項に掲げる専門分科会が調査審議する事項は、別表第1に定めるとおりとする。

別表第1(第6条関係)(抄)

法定専門分科会の調査審議事項

専門分科会の区分	基本的な調査審議事項	法令が特に調査審議を求めている事項	根拠法令
児童福祉専門分科会	児童福祉に関する事項 (松山市子ども・子育て会議条例 第2条第2号に規定する事項を除く。)	児童及び妊産婦の福祉に関する事項の調査審議	地方自治法施行令第174条の49の2第3項において準用する同令第174条の26第4項
		児童及び知的障害者の福祉を図るための芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対する勧告	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第7項
		設備又は運営が最低基準に達せず、かつ、有害と認められる助産施設及び母子生活支援施設の設置者への事業停止命令を行う場合の意見	児童福祉法第46条第4項

児童福祉 専門分科会	児童福祉に関する事項 (松山市子ども・子育て会議条例 第2条第2号に規定する事項を除く。)	助産施設及び母子生活支援施設に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号)第3条第1項
		市長が無認可児童福祉施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命令する場合の意見	児童福祉法第59条第5項
		母子家庭等の福祉に関する事項の調査審議, 市長への答申及び関係行政機関への意見具申	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)第7条
		母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを市長が停止する場合の意見	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 (昭和39年政令第224号)第13条 (同令第31条の8及び第38条において準用する場合を含む。)
		母子保健に関する事項の調査審議, 市長への答申及び関係行政機関への意見具申	母子保健法 (昭和40年法律第141号)第7条

○松山市成育医療等の提供に関する施策の推進懇話会開催要綱

制定令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 松山市成育医療等に関する計画の策定に当たり、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進について外部有識者等から広く意見を聴くため、松山市成育医療等の提供に関する施策の推進懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について総合的な立場から意見を述べる。

- (1) 松山市成育医療等に関する計画の策定に関すること。
- (2) 母子保健を含む成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから適当と認める者を懇話会の出席者として選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 母子保健関係者
- (3) 児童福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 懇話会は、市長が招集し、開催する。

2 懇話会の進行は、すすく支援課が行う。

(庶務)

第5条 懇話会に関する庶務は、すすく支援課で処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。